

第 三 編

啓 発 ・ 管 理 執 行

# 1 明るい選挙推進運動

## (1) 第26回参议院議員通常選挙に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会

### 1 趣旨

今回の参议院議員通常選挙が明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、18歳、19歳の有権者をはじめ若年層への投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

また、選挙区選出議員選挙における選挙区が合区であることについても、十分周知が図られるよう積極的に啓発事業を行うものとする。

### 2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票制度の周知及び投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進
- (3) 選挙区選出議員選挙における選挙区（合区）の周知

### 3 実施主体

- (1) 県及び市町村の選挙管理委員会
- (2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

### 4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

#### (1) 鳥根県と共同実施するもの

- ア マスメディア（テレビ、ラジオ等）を活用した啓発
- イ ポスターによる啓発
- ウ チラシによる啓発
- エ デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した啓発
- オ のぼり旗による啓発
- カ その他

#### (2) 県及び市町村の選挙管理委員会が行うもの

- ア 県及び市町村が共同して行うもの
  - (ア) 懸垂幕・横断幕等による啓発
  - (イ) 啓発用物資の作成・配布
  - (ウ) 店内放送等による啓発
  - (エ) 立候補者に対する申入れ
  - (オ) その他

#### イ 県が行うもの

- (ア) バスへの広告掲出
- (イ) マスメディアを活用した啓発
- (ウ) インターネットを活用した啓発
- (エ) コンビニエンスストアでの啓発
- (オ) 若年層への啓発
- (カ) 電光掲示板等による啓発
- (キ) 県政だよりによる啓発
- (ク) 便宜供与の依頼
- (ケ) 委員長談話の発表
- (コ) その他

#### ウ 市町村が行うもの

- (ア) 広報車による啓発
- (イ) 広報紙等の利用による啓発
- (ウ) その他

### 5 統一標語

「この一票、私にできる、意思表示」

## (2) 第26回参议院議員通常選挙に係る啓発事業計画

### 1 鳥根県と共同実施するもの

No	事業名	事業の内容	備考
1	マスメディア（テレビ、ラジオ等）を活用した啓発	テレビ（民放3社）、ラジオ（民放2社）で、投票参加を促すためのCMを放送。	企画コンペ
2	ポスターによる啓発	明るい選挙推進や投票日周知を図るため、ポスターを作成し、官公署・金融機関・店舗等に掲示する。	企画コンペ

3	チラシによる啓発	啓発チラシを両県内全世帯に配布し、投票日を周知するとともに、「選挙の大切さ」「投票の意義」「選挙権年齢の引下げ」「選挙区（合区）」について周知し、投票参加を呼びかける。	企画コンペ
4	デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した啓発	大学構内や大型小売店舗のレジ付近に設置された電子掲示板（液晶ディスプレイ）等に投票参加を呼びかける広告を掲示する。	企画コンペ
5	のぼり旗による啓発	市町村庁舎、県総合事務所等に、のぼり旗を掲出し、投票日を周知するとともに投票参加を呼びかける。	企画コンペ

## 2 県及び市町村の選挙管理委員会が実施するもの

No	事業名	事業の内容	備考
1	懸垂幕・横断幕等による啓発	投票日周知用の懸垂幕及び横断幕を作成し、各市町村庁舎、県総合事務所、大型小売店舗に掲出する。	企画コンペ
2	啓発用物資の作成・配布	投票日等が記入された啓発用物資を作成し、新型コロナウイルスワクチン接種会場や感染予防対策認証店等に設置・配布する。	企画コンペ
3	店内放送等による啓発	県内の大型店等の店内放送、商店街放送及び市町村や事業所の有線放送、公共交通機関の車内アナウンス等を通じて投票日等を周知する。	
4	立候補者に対する申入れ	立候補者に対して、選挙ルールの遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスターの掲示を依頼する。	
5	バスへの広告掲出	両県の民間会社のバスにバスマスクを掲示して、投票日等を周知する。	企画コンペ
6	マスメディアを活用した啓発	マスメディアに取り上げられる機会を増やすため、選挙行事について積極的に情報提供を行う。	
7	インターネットを活用した啓発	選挙管理委員会のホームページに選挙権年齢の引下げ、選挙区（合区）等のお知らせを掲示するとともに、YouTube、FaceBook、Twitter、LINE等にインターネット動画広告等を掲出する。	企画コンペ
8	コンビニエンスストアでの啓発	コンビニエンスストアでのちらしの配架等を実施する。 コンビニエンスストアのレジ画面広告の配信及び店内放送（ローソン、ファミリーマート）により投票日等を周知する。	県広報課枠の利用 都道府県選挙管理委員会連合会で共同実施
9	若年層への啓発	県内高等学校及び県内大学と連携し、学内の掲示板等に啓発記事を表示し、投票日、期日前投票及び不在者投票の活用を周知する。	
10	電光掲示板による啓発	電光掲示板により投票日の周知及び明るい選挙を推進する。	
11	県政だよりによる啓発	県政だよりにより投票日等を周知する。	
12	便宜供与の依頼	鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会及び鳥取県中小企業団体中央会を通じて、投票日当日に勤務する有権者の投票機会を確保するための便宜を供与するよう協力を依頼する。	
13	委員長談話の発表	県選挙管理委員会委員長の談話を発表する。	公示日、選挙期日

### (3) 委員長談話

#### ア 公示日

本日、第26回参議院議員通常選挙の期日が公示され、来たる7月10日に投票が行われることになりました。鳥取県と島根県の選挙区は引き続き、合区制度のもとで行われます。

この度の通常選挙は、国の将来像とこれからの私たちの暮らしを考える重要な機会です。有権者の皆様には、選挙公報や政見放送などを活用して、政党や候補者の政策・政見を十分に考察され、責任ある投票行動をしていただきたいと思います。

近年、全世代にわたって投票率が低落傾向にあり、特に若年者の投票率は常に低く、極めて憂慮すべき状況にあります。改めて主権者として託された貴重な一票を有効に生かしていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策を講じ、有権者の皆様に安心して投票していただけるよう投票所の環境整備に努めてまいります。有権者の皆様におかれましても、投票所での感染防止対策への御協力をお願いします。なお、投票日当日に投票に行くことができない場合は、期日前投票制度を御活用ください。

最後に、政党、候補者及び運動関係者におかれては、政策・政見を有権者に対して十分に訴えられるとともに、選挙のルールを遵守し、明るくきれいな選挙の実現に努められるよう強く要望します。

令和4年6月22日 鳥取県選挙管理委員会委員長 大口久志

#### イ 投票日前日

第26回参議院議員通常選挙は、本日投票日を迎えることとなりました。選挙は民主主義の基盤をなすものであり、民意を政治に反映させる大切な機会です。

有権者の皆様には、政党や候補者の政策・政見を十分に検討されて、主権者として自らの自由な意思に

基づいて、悔いのない一票を投じられるよう希望いたします。また、特に若い有権者の皆さんには、社会の一員として積極的に自らの声を政治に届ける姿勢を示されることを期待します。

投票所では新型コロナウイルス感染症対策を講じ、有権者の皆様に安心して投票していただけるよう環境整備に努めておりますが、有権者の皆様におかれましても、投票所での感染防止対策への御協力をお願いします。

最後に、各市町村選挙管理委員会におかれましては、投票・開票等の管理執行について万全を期していただき、この度の選挙事務が公正かつ安全に執行されるようお願いいたします。

令和4年7月10日 鳥取県選挙管理委員会委員長 大口久志

## 2 管理執行通知等

### (1) 参議院議員通常選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の規制について(通知)

第202100241158号

令和4年1月6日

立候補予定者及び関係政治団体 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

公職の候補者又は公職の候補者となる者(公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。)及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画の掲示については、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第143条第16項から第19項の規定により規制が設けられておりますが、参議院議員通常選挙にあつては、同条第19項の規定により、任期満了の日の6月前の日から当該通常選挙の期日までの間、規制が強化されます。

今回任期満了となる現任の参議院議員の任期満了の日は令和4年7月25日であります。したがって、その「任期満了の日の6月前の日」に当たる日とは令和4年1月25日であり、同日から当該通常選挙の期日まで政治活動用文書図画の掲示について下記のとおり規制されますので、御留意ください。

記

- 令和4年7月25日に任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を当該選挙区内に掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当するものとみなされること。
- 公職の候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画を掲示する行為についても、上記1と同様であること。
- 次の文書図画を掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当しないものであること。

- (1) 立札及び看板の類については、次に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り掲示されるもの(縦150cm、横40cm以内で、参議院鳥取県及び島根県合同選挙区選挙管理委員会(比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が交付する証票を貼り付けたものに限る。)

選挙の種類	立札及び看板の総数	
	公職の候補者等	後援団体
参議院比例代表選出議員の選挙	100 (12)	150 (18)
参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員の選挙	24	36

※「参議院比例代表選出議員の選挙」欄の( )内は、鳥取県の区域内に掲示できる数

- (2) 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場で当該演説会等の開催中使用されるもの。
- (3) 法第14章の3(政党その他の政治団体等の選挙における政治活動)の規定により、選挙運動期間中に使用することができるもの。

### (2) 参議院議員通常選挙における公職の候補者等及び後援団体に関する寄附の規制等について(通知)

第202200026757号

令和4年4月21日

政党の支部代表者、関係後援団体代表者様

鳥取県選挙管理委員会委員長(公印省略)

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第199条の2第1項及び第199条の5第4項の規定により、参議院議員通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間は、寄附等の禁止が強化されます。

については、任期満了となる現任の参議院議員の任期満了日は令和4年7月25日でありますので、その「任期満了の前90日に当たる日」は同年4月26日となり、同日から通常選挙の期日までの間は、公職の候補者等及び後援団体に関する寄附等に係る規制が下記のとおり強化されますので、御留意ください。

#### 記

- 1 今回任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする者（現在、参議院議員の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）は、自己に係る後援団体に対し、寄附をしてはならないこと。ただし、資金管理団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による届出がされた政治団体をいう。）に対する寄附は除かれること。  
なお、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために、その選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附についても禁止されるので留意すること。
- 2 公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をしてはならないこと。
- 3 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う行事において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならないこと。

### （3）第26回参議院議員通常選挙における便宜供与について

第202200035460号

令和4年5月6日

各市町村長、各市町村教育委員会教育長、中国財務局鳥取財務事務所長、近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長、中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、西日本旅客鉄道株式会社米子支社長、智頭急行株式会社代表取締役社長、若桜鉄道株式会社代表取締役社長、西日本電信電話株式会社鳥取支店長、中国電力株式会社鳥取支社長、日本郵便株式会社鳥取中央郵便局長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

各種選挙の執行に当たっては、貴管下の施設等の利用について、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、任期満了に伴う第26回参議院議員通常選挙の執行が近く予定されているところです。

については、この選挙の執行に当たっても、下記事項について、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）及び候補者から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別の御協力と御配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。）に対しても、この旨御指導をいただきますよう併せてお願いします。

#### 記

- 1 投票所及び開票所  
投票所及び開票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われます。  
については、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等の御配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来すことがないようにお願いします。
- 2 ポスター掲示場  
市町村委員会は、参議院議員通常選挙のうち、鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）について、法第144条の2の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされていますが、その設置場所の確保については、従来から苦慮しているところです。  
については、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、法第144条の5（ポスター掲示場の設置についての協力）の趣旨を御理解いただき、設置場所の提供について、格別の御配慮をお願いします。
- 3 公営施設使用の個人演説会  
選挙区選挙の候補者及び参議院名簿登載者は、自己の政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会を開催することができることとされています。  
については、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会の開催申出があった場合は、この個人演説会が開催できるよう御配慮をお願いします。  
なお、公営施設使用の個人演説会については、法第163条の規定により、開催の申出を公示日以後において開催予定日の2日前までに行わなければならないこととされていることから、開催することができる期間が公示日の翌々日から選挙期日の前日までとなりますので御注意願います。  
おって、公営施設の管理者が、自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者であるときは、市

町村委員会と調整の上、当該指定管理者に対し、個人演説会開催に係る手続の周知等を行っていただきますようお願いいたします。

4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会は上記3の公営施設以外の施設を使用して開催することもできますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）や、病院、診療所その他の療養施設など特定の建物・施設において、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことは禁止されていますので御注意ください。

また、これらの建物等のほか、汽車、電車、バス、船舶及び停車場その他鉄道地内においても、これらの行為は禁止されていますので、これについても御留意願います。

(4) 第26回参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）

第202200044033号  
令和4年5月17日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

近く執行予定の第26回参議院議員通常選挙における各種の報告等については、下記によることとしますの  
で、報告等に当たっては遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は、公示日を6月22日(水)、選挙期日を7月10日(日)と想定して作成したものであり、選挙期日等が他の日にずれた場合には、その日数に応じて事務日程等を読み替えて事務処理に当たっていただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象となる報告等は、別途通知するものを除き別紙一覧表のとおりであること。
- 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 3 報告等により、その方法が異なるので注意すること。各種選挙別紙一覧表

参議院議員通常選挙における各種報告等一覧表

報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備 考
ポスター掲示場減数協議	5月16日	文 書			令和4年5月6日付第202200036569号で通知したところによること。
ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面	5月23日	文 書			令和4年5月9日付第202200035565号で通知したところによること。
個人演説会等施設指定	5月27日	行政 イントラ	1部	様式第1号	追加指定等がある場合のみであること。期限より早めに報告すること。
選挙人名簿登録者数	公示日前日	ファクシミリ 又は 行政 イントラ	—	様式第2号	正午まで ファクシミリ →0857-26-8129
在外選挙人名簿登録者数（速報）	公示日前日	行政 イントラ	—	様式第2号の 2	報告後の異動は、15時00分までに電話で一報した後、ファクシミリ又は行政イントラで行うこと
投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出	公示日	行政 イントラ	1部	様式第3号	恒常承認・届出済のものも含め繰上げ・繰り下げを行うもの全てについて届出すること。
選挙当日有権者数及び選挙当日在外有権者数（速報）	選挙期日前日	ファクシミリ 又は 行政 イントラ	—	様式第4号 様式第4号の 2	正午まで 報告後の異動は、15時00分までに電話で一報した後、ファクシミリ又は行政イントラで行うこと
速報投票区投票速報	選挙期日	電 話			令和4年5月10日付第202200028923号で通知したところによること。
投開票速報	選挙期日	ワライン等			
開票録	選挙期日翌日	持 参			それぞれ別途通知するところによること。
期日前投票の中間状況	別途通知	行政 イントラ			
年齢別投票者数	別途通知				
時間別投票者数（投票所、期日前投票所）	別途通知				
確定報告書	別途通知				
18歳19歳の選挙人の数等（全数調査）	別途通知				

(5) 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公営の単価一覧

種 類		限 度 額	備 考
自動車(自動車は2台まで使用できる。それぞれの限度額は1台使用する場合の額であり、2台使用する場合の2台目も同額)	一般運送契約業者	1日あたり：64,500円/台 (期間中@64,500円×18日=1,161,000円)	・一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(自動車、燃料及び運転手込みの契約)による場合
	自動車借入れ	1日あたり：16,100円/台 (期間中@16,100円×18日=289,800円)	・上記運送契約以外の自動車借入れ契約の場合
	燃 料	期間中：138,600円/台 (@7,700円×18日=138,600円)	
	運 転 手	1日あたり：12,500円/台 (期間中@12,500円×18日=225,000円)	・選挙運動用自動車の運転業務に従事した日に限る。
ポスター		※限度枚数(12,130枚)作成する場合 1枚あたり：123円 総 額：1,491,990円 (123円×12,130枚)	①単価 586,905円+28円35銭×(6,065箇所-500箇所) 6,065 =122円79銭 ≒123円(1円未満の端数は1円とする。) ②限度枚数：12,130枚 ※ポスター掲示場数の2倍(6,065箇所×2=12,130枚) (掲示場数：鳥取県2,411箇所 島根県3,654箇所) ※選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを別々に作成したときは、これらの合計枚数が限度枚数以内である必要あり。
ビラ	50,000枚以下の場合	1枚あたり：7円73銭	
	50,000枚を超える場合	※限度枚数(145,000枚)作成する場合 1枚あたり：6円06銭 総 額：878,700円 (6円06銭×145,000枚)	① 単価 386,500円+5円18銭×(145,000枚-50,000枚) 145,000枚 =6.059円≒6円06銭(1円未満の端数は1銭とする。) ②限度枚数：145,000枚(2種類以内) ※選挙区内の衆議院選挙区の数が1を超える場合には、その1を増すごとに15,000枚を100,000に加える。
通常 葉書	35,000枚以下の場合	1枚あたり：7円95銭	
	35,000枚を超える場合	※限度枚数(42,500枚)作成する場合 1枚あたり：7円77銭 総 額：330,225円 (7円77銭×42,500枚)	①単価 278,250円+6円88銭×(42,500枚-35,000枚) 42,500枚 =7.761円=7円77銭(1円未満の端数は1銭とする。) ②限度枚数：42,500枚 ※選挙区内の衆議院選挙区の数が1を超える場合には、その1を増すごとに2,500枚を35,000に加える。
選挙事務所用立札・看板の類		1枚あたり：56,613円 総 額：339,678円 (56,613円×6枚)	立札・看板の類の数は「6」が限度
自動車取付用立札・看板の類		1枚あたり：53,601円 総 額：428,808円 (53,601円×8枚)	立札・看板の類の数は「8」が限度
個人演説会場用立札・看板の類		1枚あたり：40,954円 総 額：409,540円 (40,954円×10枚)	立札・看板の類の数は「10」が限度
政見放送用録音・録画		・録音等 (1)録音 一種類につき 226,000円 (2)録画 一種類につき 2,873,000円 ・複製 (1)録音 複製一本につき 2,000円 (2)録画 複製一本につき 34,000円	持ち込みビデオ方式の場合

(注1) 供託物を没収された場合は、公営の対象とならない。(政見放送用の録音・録画を除く。)

(注2) 備考欄に示す限度は公営の対象となる数であり、使用できる数と一致しないものもある。

(注3) 金額は税込の額。

(6) 第26回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理(想定)について(通知)

第202200034331号  
令和4年5月9日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

第26回参议院議員通常選挙における選挙時登録の際の選挙人名簿の整理（想定）は、別紙のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、これは令和4年6月22日（水）を公示日、同年7月10日（日）を選挙期日と想定して整理したものです。選挙期日、閲覧期間等がこれと異なる場合も考えられますので、御留意ください。

（確定版）公示日：令和4（2022）年6月22日

選挙期日：令和4（2022）年7月10日

第26回参议院議員通常選挙における選挙人名簿の整理

<b>1 選挙人名簿登録基準日</b>						
(1) 登録基準日	令和4（2022）年6月21日（火） （ただし、年齢については、7月10日とする。）					
(2) 登録日	令和4（2022）年6月21日（火） （登録基準日と同日であること。）					
<b>2 選挙時登録</b>						
(1) 年齢要件	平成16（2004）年7月11日以前に出生した者で、					
(2) 住所要件	↓ 令和4（2022）年3月21日以前に転入届をした者を、					
(3) 登録	↓ 令和4（2022）年6月21日（火）に登録する。					
<b>3 選挙時登録（表示登録制度によるもの）</b>						
(1) 年齢要件	平成16（2004）年7月11日以前に出生した者で、					
(2) 住所要件	↓ 住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、令和4（2022）年2月21日以後に転出した者を、					
(3) 登録	↓ 令和4（2022）年6月21日（火）に公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨を表示して登録する。					
<b>4 随時抹消</b>						
(1) 登録基準日 まで	令和4（2022）年6月21日（火）までに、					
(2) 選挙期日 まで	令和4（2022）年2月20日以前に転出した者を抹消すること。 令和4（2022）年7月10日（日）までに、 平成4（2022）年3月9日以前に転出した者を抹消すること。					
<b>5 令和4（2022）年7月10日（日）の選挙人名簿の状態</b>						
平成16（2004）年7月11日以前に出生した者で、 〔令和4（2022）年3月21日以前に転入届をした者は、登録されており、 令和4（2022）年3月22日以後に転入届をした者は、登録されていない。〕						
〔令和4（2022）年3月9日以前に転出した者は、抹消されており、 令和4（2022）年3月10日以後に転出した者は、「転出」の表示又は 「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして 登録されている。〕						
<b>6 二重登録</b>						
次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をした者は、二重登録の可能性はある。したがって、これらの者については、新・旧住所地間において連絡をとり、 <b>新住所地で登録された者は、旧住所地では投票できない</b> ことを関係者に周知しておくこと。 ※○印は選挙人名簿に登録されている状態を示す。						
異動月日	3/9	3/10	3/11	3/20	3/21	3/22
転入届(新住所地)	○	○	○	○	○	×
転出(旧住所地)	×	○	○	○	○	○
← 二重登録の可能性のある期間 →						
<b>【注意】</b> 期日前投票においては、2月23日以後に転出し、3月21日以前に転入した者についても、二重登録の可能性があるので特に留意すること。						

(7) 第26回参议院議員通常選挙の管理執行について（通知）

第202200046000号

令和4年5月25日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて



鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

第26回参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）の管理執行に万全を期するため、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）におかれては、下記事項に留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画のもとに事務処理に当たられるようお願いいたします。

なお、本通知は、選挙の期日の公示日（以下「公示日」という。）を6月22日、選挙の期日を7月10日として想定したものであり、これらの日が異なる場合は適宜読み替えてください。

#### 記

### 第1 一般的事項

- 1 今回の参議院選挙の執行に当たっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）、在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号。以下「在則」という。）、公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。）、鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。）等に留意すること。
- 2 今回の参議院選挙では、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和4年4月6日付総行選第22号、総行管第131号）、「選挙事務関係者の住所の一部の告示について（通知）」（同日付総行管第161号）及び「選挙執行経費基準法改正に係る留意事項について」（同日付総行管第161号）で通知されたところにより、投票管理者等の住所の一部の告示、病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件の緩和、投票所経費等の基準額の改定などの改正が適用されることから、その事務に遺漏のないよう万全を期すこと。
- 3 投票所、開票所等における選挙の名称の表示に当たっては、次によること。  
「参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙」  
「参議院比例代表選出議員選挙」
- 4 市町村委員会の書記その他の選挙事務に従事する職員（以下「選挙事務従事者」という。）に対する指揮監督を厳正にし、これらの者に対し適宜説明会等を開催して、法令に基づく正確な事務処理をさせ、いやしくも法令に違反したり、選挙人に疑念を抱かせたりすることのないよう最善の努力を払われたいこと。
- 5 選挙事務の執行に際して不測の事態が生じた場合、選挙事務従事者は市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
- 6 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤であるか否かにかかわらず身分上の地位と職務権限とを明確にできるよう措置しておくこと。

### 第2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

#### 1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の整備

- (1) 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるため、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに年齢満17年に達している者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等が生じないように十分留意すること。
- (2) 選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格について適切に調査する等遺漏のないようにすること。当該対象者については、旧住所地の市区町村から転出後3か月を経過し、4か月を経過していない場合には、新住所地において3か月以上居住することにより、旧住所地及び新住所地の選挙人名簿の両方に登録されることになるが、旧住所地及び新住所地の市区町村間におけるそれぞれの選挙人名簿への登録の有無を十分確認するよう努めること。
- (3) 選挙時登録後の選挙人名簿についても、選挙期日の前日までに死亡した者及び誤載者等の抹消並びに住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。特に住所移転者については、選挙期日の前日までに住所移転後4か月を経過する者を他の住所移転者と区別しておき、4か月を経過した者については、漏れなく抹消すること。
- (4) 在外選挙人名簿の登録は、随時、市町村委員会において行われているところであるが、在外選挙人に選挙権行使の機会を与えるため、市町村委員会を適宜開き、在外選挙人名簿への速やかな登録に努めるようにすること。

なお、公示日から選挙期日の間は、在外選挙人名簿に新たな登録（在外選挙人名簿への登録の移転を含む）は行わないこと。

#### 2 選挙時登録等

- (1) 選挙時登録の基準日等は、次のとおり決定される予定であること。
  - ・登録基準日：6月21日（公示日の前日）  
（ただし、年齢については、選挙期日（7月10日）現在）
  - ・登録日：6月21日（公示日の前日）  
この場合において、公示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については、登録日に登録することとなるが、その者に係る住所要件は登録基準日を基準とするものであること。  
したがって、これにより登録された者は、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。
- (2) 住所要件の認定に当たっては、「選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて」（平成30年3月28日付総行選第20号、総行住第46号）の趣旨を踏まえ、住民基本台帳部局と十分に連携し、選挙人名簿と住民基本台帳との整合等を図ることにより、選挙人がいずれの選挙人名

簿にも登録されないことがないよう留意すること。特に、学生等で住所の認定について疑義の生じた場合は、必ず実情を調査の上、実態に合った登録を行うこと。

- (3) 閲覧の申出は、公示日（6月22日）から選挙期日後5日に当たる日（7月15日）までの間は原則としてできないが、例外として、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うための閲覧の申出については、法第24条第1項の異議申出期間（選挙時登録が行われた日の翌日（6月22日））に限り閲覧させなければならないこと。
- (4) 選挙人名簿の抄本の閲覧に関しては、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の閲覧に関する厳格な取扱いについて（通知）」（平成29年9月29日付総行選第113号）を踏まえ、厳格な運用を行うこと。

### 3 登録の移替え

市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしない（選挙の期日後に延期する）ことができる期間は、政令第17条の規定により、任期満了前60日（5月26日（木））から選挙期日までであること。

この場合、期間の設定に当たっては、管理執行上の要請と選挙人の便宜等とを比較衡量して定めるとともに、その期間を定めたときは、その旨を告示その他の方法によって選挙人に周知するよう措置すること。

### 4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

### 5 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告については、「第26回参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）」（令和4年5月17日付第202200044033号。以下「各種報告等通知」という。）で通知したところにより報告すること。

## 第3 投票

### 1 投票方法

第26回参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）の投票用紙には「候補者の氏名」を、第26回参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という）投票用紙には「参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」を記載することとなるので、有権者がこれを誤ったり、混同したりすることがないように周知するとともに、投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

特に比例代表選挙について、特定枠名簿登載者の氏名を記載した投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされることに留意すること。

### 2 投票用紙等

- (1) 無効投票の減少及び開票事務の迅速化を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色は、それぞれ次のとおりとし、これに押すべき印は、県委員会の印（刷込み式）とすること。

ただし、郵便等による在外投票のための投票用紙及び投票用封筒並びに在外公館投票に用いられる投票用紙は、総務省において作成されるため、これらに押されている印は、選挙区選挙においては総務大臣の印、比例代表選挙においては、中央選挙管理会の印であること。

また、点字投票用紙については、投票用紙の種類を識別できるよう選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとする。

区 分	用紙の色	文字の色
選挙区選挙	クリーム色	黒 色
比例代表選挙	白 色	黒 色

- (2) 仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、県委員会の印（刷込み式）とすること。
- (3) 投票用紙は第1回物資輸送（6月14日）で送付するので、その管理及び受け払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用や紛失等の事故が生ずることがないように、保管者及び保管場所の選定、交付簿の整備等について、十分留意すること。
- (4) 郵便等による在外投票に用いる投票用紙等については、「在外投票に係る物品等の配布について（通知）」（令和4年5月16日付第202200044120号）で通知したところにより発送済みであること。

### 3 投票所の設備等

- (1) 投票所は選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障がい者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の部屋に設けないようにすること。

また、投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子使用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮すること。

なお、期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

- (2) 投票所の設備は必ず選挙期日の前日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第17条の規定に準じて適正に配置すること。

また、選挙人に分かりやすくするため、案内図の掲示、順路の明示等適切な措置を講ずるとともに、視覚障がい者や歩行が困難な身体障がい者の誘導等について十分配慮すること。

- (3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙で、それぞれ分けて行うことができる

ようにすること。

特に、投票所内の投票を記載する場所の近くの適当な場所に、「クリーム色（薄い黄色）の投票用紙は選挙区選挙です。候補者の氏名を記載してください。」「白色の投票用紙は比例代表選挙です。参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」といった表示をすること。

- (4) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。
  - (5) 投票所内の氏名等の掲示については、選挙区選挙にあつては、公職の候補者の氏名及び党派別を、比例代表選挙にあつては、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名（特定枠名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。以下同じ。）を、投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に掲示しなければならないこと。  
また、これらの掲示に当たっては、その内容に誤りがないよう十分留意するとともに、破損や汚損等が生じたときは速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。  
なお、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示については、投票所内の適当な箇所に選挙人が見易い大きさを掲示するほか、投票を記載する場所にも掲示するなど工夫に努めること。  
比例代表選挙の政党等名称等掲示は、第3回物資輸送（6月30日）で送付するが、選挙区選挙の候補者氏名表を運規第67条の規定により作成する際の色は、クリーム色（薄い黄色）とすること。
  - (6) 投票箱は、開票事務の迅速化も勘案し、可能な限り、選挙区選挙と比例代表選挙とを区別して2個設置することとし、それぞれの投票箱の表面には当該選挙名を表示し、その裏面には表面に表示しなかった方の選挙の表示をすること。  
なお、やむを得ず両選挙を通じて1個の投票箱を使用する場合は、その表面には、両選挙の表示が必要であること。
  - (7) 投票区の増設などの投票環境向上の取組については、「投票環境向上のための取組の推進について（通知）」（令和4年5月9日付第202200036675号）で通知したところによること。
  - (8) 投票所、期日前投票所には、選挙人が同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者）も入ることができることから、そのことを選挙人に周知するとともに十分なスペースの確保や選挙人の動線と区分された場所の確保などについて配慮すること。
- 4 選挙人名簿の対照
- 個人情報保護の観点から、選挙人名簿の対照に当たり、投票人から当該内容が容易に見えることのないよう配慮すること。
- 5 投票の順序等
- (1) 投票の順序は、最初に「選挙区選挙」、次に「比例代表選挙」とすること。
  - (2) 投票用紙の交付に当たっては、選挙人名簿又はその抄本との対照を確実にを行い、当該選挙の選挙権を有する者であることを十分確認すること。他の選挙の投票用紙を誤って交付する、あるいは、点字投票用紙の点字シールを貼り間違えるといった単純な誤りがないよう必ず複数の者が確認を行うこと。
  - (3) 有権者一人一人に「このクリーム色（薄い黄色）の投票用紙は選挙区選挙です。候補者個人の氏名を記載してください。」「この白色の投票用紙は比例代表選挙です。参議院名簿登載者の氏名又は（参議院名簿届出）政党（等）の名称か略称を記載してください。」といったように、はっきりと相手に説明すること。  
また、点字投票を行う選挙人が投票用紙を取り間違えないように、上の説明に加え、「サンギイン ヒレイ ダイヒョー（サンギイン センキョク）と点字で表示されていますので御確認ください。」とはっきり相手に説明すること。
- 6 投票管理者及び投票立会人の選任
- (1) 投票管理者及び投票立会人は、それぞれ選挙区選挙と比例代表選挙とで兼ねることができ、投票管理者の職務代理者も同様であること。  
なお、その場合であっても、それぞれ別個に選任手続を行わなければならないこと。
  - (2) 投票管理者、その職務代理者及び投票立会人の選任要件は「選挙権を有する者」であり、地域の実情やその役割等を踏まえ、その職務を果たすことができる者を適切に選任すること。  
また、選任に当たっては、性別や年齢について前例にこだわらず選任するなどして、気軽に投票できるような雰囲気を醸成すること。
  - (3) 投票管理者及びその職務代理者について、一の投票所において2人以上の者が交替してその職務を行う交替制を採用する場合は、責任所在の明確化の観点から、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継ぎが行われるようにすること。
  - (4) 投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下の者を選任するものであること。  
また、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。
- 7 投票所の開閉時刻の届出
- (1) 投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうので、単に選挙人の投票に支障を来さないといった消極的動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るため必要があるという積極的動機からも、投票時間の繰り上げ又は繰り下げを行うこと。
  - (2) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行った場合は、各種報告等通知で通知したところにより、

県委員会に届け出るとともに、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。

また、当該投票区の選挙人に混乱が生じないよう、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により十分な周知を行うこと。

#### 8 投票事務の取扱い

その他の投票事務の取扱いは、別に配付する「投票事務取扱要領」により実施すること。

#### 9 代理投票

代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより厳格に行うこと。特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことがないよう十分留意し、補助者は、投票所の事務に従事する者のうちから2人を選任すること。

また、代理投票制度の周知及び理解を図り、重度の障がいのある選挙人等への対応当たっては、本人の意思を確認しないまま安易に代理投票を行うことがないよう十分配慮すること。

#### 10 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚に障がいのある選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。

なお、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いのないよう注意し、点字シールの貼付位置等については、別に配付する「投票事務取扱要領」によること。

#### 11 期日前投票

##### (1) 期日前投票制度の周知

期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕組み、方法等について広報紙、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。

##### (2) 期日前投票を行うことができる者

ア 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、選挙の当日に選挙権を有していなくても、投票の当日、つまり期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。

したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。

イ 選挙人は、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。

##### (3) 期日前投票所の設置

ア 期日前投票所は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に最低1箇所は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き、投票の期間を指定することができること。

この場合、選挙人の便宜等を考慮して設定するとともに、その設置場所及び期間を告示その他の方法によって選挙人に周知徹底すること。

なお、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、選挙人の分散を図るため、これまで以上に期日前投票所の増設、開設期間の延長及び移動期日前投票所の取組の積極的な実施について検討すること。

イ 期日前投票所の設備は公示日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第23条の4で読み替えて準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。

##### ウ 期日前投票所における氏名等掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、比例代表選挙にあっては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示を、選挙区選挙にあっては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならないので、遺漏、誤りのないよう留意すること。

特に、参議院名簿届出政党等の掲載の順序の誤りや参議院名簿登載者の掲載の脱漏などがないように万全を期すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあっては県委員会が、選挙区選挙にあっては市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

##### (4) 期日前投票所の投票時間

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票の開閉時刻を以下のとおり繰り上げ、又は繰り下げることができること。

ア 一の期日前投票所を設ける場合には、開始時刻の2時間以内の繰上げ又は終了時刻の2時間以内の繰下げを行うことができること。

イ 二以上の期日前投票所を設ける場合には、午前8時30分から午後8時までの間において、少なくともいずれか一つの期日前投票所が開いていれば、開始時刻の2時間以内の繰上げ若しくは繰下げ、又は終了時刻の繰上げ若しくは2時間以内の繰下げを行うことができること。

この場合、直ちにその旨を告示するとともに、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。

##### (5) 期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 期日前投票所における投票管理者、その職務代理者及び投票立会人については、下記イを除き、通常の投票所における場合と同様であること。

イ 投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任するものであること。

ウ 期日前投票は、当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(6) 期日前投票所の投票箱の管理等

ア 投票を行う前には、選挙人の前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。また、投票箱を追加する場合も同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の別にある金庫等に保管することも可能であること。

イ 期日前投票所と不在者投票記載場所は兼ねることができるが、それぞれの投票方法が異なることから、受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

ウ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、投票録等を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

(7) その他、期日前投票の事務処理については、別に配付する「期日前投票事務取扱要領」によること。

1.2 不在者投票

(1) 不在者投票の管理執行

ア 通常の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙の当日には選挙権を有することが見込まれるが投票の当日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態となること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、選挙権を有する者の立会いが必要であること。

(エ) 不在者投票管理者、投票に立ち会う者及び投票の記載を補助すべき者はそれぞれ兼ねることができないので注意すること。

イ 郵便等による不在者投票

(ア) 新たに郵便等投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(イ) 郵便等投票証明書の有効期限が交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であることから、郵便等投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続が必要な旨を通知する等の措置をとること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は、郵便等投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受け、かつ、代理記載人となるべき者一人を定めてその者の氏名等を届け出ているものであること。

(エ) 郵便等投票を行う選挙人は、選挙期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないこと。

ウ その他の不在者投票

特定国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票をするためには、選挙の期日前5日までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、不在者投票をしようとする旨の申出をしなければならないとされていること、及び当該特定国外派遣組織の長がする投票用紙等の交付の請求は、選挙の期日前3日までに行わなければならないとされていることから、請求があり次第直ちに投票用紙等の交付が行えるよう準備しておくこと。

(3) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、公示日の翌日から選挙期日の前日までであること。なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は、選挙期日前4日（7月6日）までに行わなければならないこと。

(4) 投票用紙等の交付

公示日前に郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、公示日以降直ちに交付（郵便等をもって発送するときは、公示日前において市町村委員会の定める日以後直ちに発送）すること。

(5) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、選規第24条の規定により、公示日に行うこと。

(6) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

公示日の翌日（6月23日）から選挙期日の前日（7月9日）までの間、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、比例代表選挙については参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名を、選挙区選挙については候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならないので、遺漏、誤り等のないよう留意すること。

特に、参議院名簿届出政党等の掲載の順序の誤りや参議院名簿登載者の掲載の遺漏などがないように万全を期すること。

なお、掲載順序については、比例代表選挙にあつては県委員会が、選挙区選挙にあつては市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(7) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の開鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

### 1.3 在外投票

- (1) 在外選挙人の投票は、在外公館投票と郵便等投票とのいずれかの方法により行うことができるとともに、一時帰国時又は帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間において一般の選挙人と同様に国内の投票制度を利用して選挙期日当日の投票、期日前投票及び不在者投票ができること。
- (2) 市町村委員会は、公示日以前に、郵便による在外投票用紙等の請求があった在外選挙人に対し、参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日（5月26日）以後直ちに発送することとされていること。
- (3) その他在外投票の事務処理については、別に配付する「在外投票事務取扱要領」及び「参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）」（令和4年5月25日付第202200046061号）によること。

## 第4 開票

### 1 開票の順序等

開票は即日開票とし、最初に選挙区選挙を行い、次に比例代表選挙に順序で行うこと。

### 2 開票管理者及び開票立会人の選任

- (1) 開票管理者は、選挙区選挙と比例代表選挙とで兼ねることができること。なお、その場合であっても、選任手続を別個に行う必要があること。
- (2) 開票立会人は、選挙区選挙と比例代表選挙とで兼ねることはできず、それぞれ異なる者を選任しなければならないことに注意すること（法第62条第1項但書）。

また、開票立会人に関する法第62条の規定は、それぞれの選挙について適用されるため、人数の制限のくじ及び政党の制限のくじは選挙ごとに行う必要があるほか、開票の立会人も別々に行うべきものであること。

### 3 開票事務の取扱い

その他の開票事務の取扱いについては、別に配付する「開票事務取扱要領」によることとするが、特に次の点に留意すること。

- (1) 開票事務が正確に行われるべきことはもちろんであるが、選挙人に速やかに結果を知らせるため、また、開票事務に従事する職員等の負担軽減及び諸経費の節減のため、開票終了時間をなるべく早めるように努めること。  
ついでに、他の市町村における取組を参考にしつつ、開票作業に適した開票所の選定、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の選挙事務従事者等への周知徹底を行い、開票作業の一層の改善を図ること。
- (2) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する事務従事者の選任及びこれらの者の事務分担についても配慮するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。
- (3) 投票の効力の判定については、迅速かつ的確に行えるよう事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。
- (4) 特に非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、特定枠制度を導入して行われる比例代表選挙の開票事務処理については、投票の分類、按分票の処理、得票の集計及び点検が膨大な作業量となるので、開票作業の一層の改善を図るとともに、開票事務の習熟等に努めること。
- (5) 開票事務は開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を含めたものであるため、速報に要する体制についても十分に留意すること。
- (6) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に候補者の運動員等と開票立会人が連絡を取り合う等の行為によって、開票事務に支障を来すことがないように留意すること。
- (7) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等により原因を調査し、安易に処理することのないようにすること。

### 4 開票録の検収

開票録については、別に通知する「第26回参議院議員通常選挙の開票録等の検収について（通知）」により、検収日（7月11日）に持参すること。

## 第5 選挙公営

### 1 ポスター掲示場（選挙区選挙）

ポスター掲示場の設置及び管理については、別に配付する「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現に向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品、あるいはアルミ製品等の循環型資材の使用など、廃棄物発生の抑制とリサイクルの推進を図ること。
- (2) ポスター掲示場の維持管理については、万全を期し、倒壊、破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。
- (3) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日に再掲示することはできないので留意すること。
- (4) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を「ポスター掲示場設置場所一覧表及びその図面の提出について（通知）」（令和4年5月9日付第202200035565号）で通知

したところにより、県委員会に提出すること。

## 2 公営施設使用の個人演説会

- (1) 公営施設を使用して行う個人演説会の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、個人演説会を開催することのできる日時の手配表を、あらかじめ管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。）に提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表させる等の措置を講じておくこと。
- (2) 市町村委員会は、管内の公共施設について法第161条第1項第3号の規定により指定すべき施設の把握に努め、同号の公営施設に異動を生じたときは、各種報告等通知で通知したところにより、所定の期限（5月27日）までに報告すること。
- (3) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有し又は管理する建物においては、個人演説会を行うことができないので管理者に周知すること。

## 3 選挙公報（選挙区選挙及び比例代表選挙）

参議院選挙における選挙公報を各世帯に配布する期限は、選挙期日前2日（7月8日）までであるが、各市町村委員会には第2回物資輸送（6月27日）で選挙区選挙及び比例代表選挙の選挙公報をそれぞれ市町村委員会に配布する予定であるので、あらかじめ配布計画を立てておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、受領後直ちに各世帯、各指定病院等へ配布すること。

## 第6 選挙運動と政治活動

最近の選挙においては、選挙運動とともに政党その他の政治団体による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるように、関係当局との連絡を密にするとともに「第26回参議院議員通常選挙における違反文書図画の措置等について（通知）」（令和4年5月19日付第202200038008号）で通知したところにより適切に措置すること。

特に、確認団体が選挙期間中に行う政治活動については、違法な政治活動が行われないよう留意すること。

なお、候補者又は立候補予定者（公職にあるものを含む。）の政治活動用ポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用するポスター（後援団体の名称を表示するもの）の掲示については、選挙前の一定期間当該選挙区内に掲示することが禁止されるが、既に当該期間に入っているので留意すること（法第143条第16項）。

また、政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに参議院選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、公示日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと（法第201条の14）。

## 第7 投票及び開票速報体制

- 1 投票速報及び開票速報については、別に配付する「投票速報実施要領」により速報体制の確立を図るとともに、人員体制及び事前準備等にも十分留意すること。
- 2 投票速報を行うに当たっては、投票・開票オンラインシステムにより実施することとしているので、人員体制及び機器の操作等について、万全の体制を図ること。
- 3 県内の投票率を推定するため、別に配付する「推定投票率速報要領」により、一部市町村において投票状況の報告を求めること。

## 第8 啓発活動

今回の参議院選挙においては、「第26回参議院議員通常選挙に係る啓発について」（令和4年5月25日付第202200048796号）で通知したところにより、各市町村委員会においても、選挙が円滑に執行されるよう市町村明い選挙推進協議会他関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種の啓発活動を推進すること。

なお、啓発活動に当たっては、次のことに特に留意すること。

- 1 投票できる時間、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の投票方法の違い、特に比例代表選出議員選挙が候補者名又は政党名を記載する非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、特定枠名簿登載者の氏名を記載した投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされることなど、投票に必要な情報の周知徹底を図ること。
- 2 高等学校や大学などをはじめ、教育委員会等の関係機関と十分に連携し、就職や進学等による引越しの際に住民票の異動をすべき旨の周知や市町村の区域外に転出し、住民票を異動してから間もない場合でも不在者投票の方法により投票することが可能であることなど、その投票方法等について積極的に周知を行うこと。
- 3 選挙権を得ることとなる高校生等が、インターネットによる選挙運動の規制に違反したり、選挙運動に携わり、公職選挙法上認められていない報酬の支給を受けたり、あるいは他人の代わりに投票してしまうなど、公職選挙法等に違反することがないように、必要な周知に努めること。
- 4 選挙人が安心して投票できるように、投票所等において実施している感染症対策の内容を十分に周知するとともに、マスクの着用のお願ひなど、予防対策をした上での投票参加の呼びかけを行うこと。また、選挙人の分散を図る観点から期日前投票の積極的な呼びかけを行うほか、投票所等の混雑状況の情報提供に積極的に務めること。
- 5 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）に基づく特例郵便等投票制度（以下「特例郵便等投票」という。）について、各種媒体（投票所入場券への掲載又は啓発素材の同封等）を活用し、特定患者等選挙人のみならず、住民に広く周知すること。

## 第9 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、「第26回参議院議員通常選挙における新型コロナウ

ウイルス感染症への対応について（通知）」（令和4年5月24日付第202200052895号）で通知したところによること。

#### 第10 その他

- 1 比例代表選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示に関し必要な事項については、別途通知する「参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の名称等及び参議院名簿登載者の氏名の掲示について（通知）」及び別途通知する「参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所及び不在者投票記載場所用参議院名簿届出政党等の名称等掲示の作成方法について（通知）」によること。  
また、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名は、公示日に各市町村委員会宛てに行政イントラで通知する予定であること。
- 2 視覚障がい者に対する便宜供与の一つとして、点字氏名票（選挙区、比例代表）及び選挙のお知らせ（点字版、音声版、拡大文字版）を送付する予定であるが、その取扱いの留意点は次のとおりであること。
  - (1) 点字氏名票（選挙区、比例代表）
    - ① 各点字氏名票は各投票所の受付場所に少なくとも1部ずつ備え付け、視力に障がいのある選挙人から候補者の氏名、名簿届出政党等の名称等を確認したい旨の申出があったときは、これに応じるようにすること。
    - ② 点字氏名票（選挙区）は候補者ごとに、点字氏名票（比例代表）は名簿届出政党等ごとに送付するので、法第175条第3項の規定に基づく順序によりつづること。
  - (2) 選挙のお知らせ（点字版、音声版、拡大文字版）  
有権者から閲覧の希望があった場合のために、県内の視覚障がい者宛とは別に市町村委員会にも送付する予定であること。
- 3 比例代表選挙において、参議院名簿登載者のうち特定枠名簿登載者は個人の選挙運動ができないので留意すること。  
また、参議院名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）1人につき1箇所の選挙事務所を設置することができるが、その設置又は異動については、当該選挙事務所が設置された市町村委員会へ届け出ることとなっているので留意すること。
- 4 投票録及び開票録については、選挙区選挙及び比例代表選挙をそれぞれ別々に作成すること。  
なお、指定在外選挙投票区の投票録の様式は他の投票区の様式と異なるものであること。
- 5 選挙執行委託費の経理に当たっては、別に通知する「第26回参議院議員通常選挙に係る執行経費の経理について（通知）」によること。  
選挙執行経費の使途については、国において詳細な使途状況調査が行われるものであることから、経理の記録を確実に整備しておくこと。
- 6 指定病院等から、点字による投票の請求があった場合は、選挙の種類を表示する点字シールを貼った上で交付すること。
- 7 参議院選挙に係る確定報告書は、別に通知する「第26回参議院議員通常選挙に係る選挙結果報告書（確定報告書）」について（依頼）」により作成し、提出すること。
- 8 天災その他避けることのできない事故等により、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときの対応等については、「災害等により投票日当日投票ができない場合の対応等について（通知）」（令和3年9月3日付第202100132083号）によること。

#### (8) 第26回参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）

第202200046061号  
令和4年5月25日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

近く執行予定の第26回参議院議員通常選挙（以下「通常選挙」という。）の在外投票の事務処理については、下記事項のほか、「在外投票の事務処理について（通知）」（令和4年5月13日付総行管第256号）に御留意いただくとともに、投票用紙等物品の取扱いに慎重を期していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、選挙期日の公示日（以下「公示日」という。）を6月22日、選挙期日を7月10日として想定したものであり、これらの日が異なる場合は適宜読み替えてください。

#### 記

#### 第1 公示日前の郵便による在外投票関係事務

##### 1 投票用紙等の必要数の確保

郵便による在外投票に用いられる投票用紙及び投票用封筒については、総務省において作成し、県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）を経由して各市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）に交付したところであること。

なお、総務省において作成し、各市町村委員会に送付される投票用紙等は、郵便による在外投票においてのみ用いられるものであるため、在外選挙人の国内における投票又は国内の選挙人の投票に用いられることのないよう注意すること。

おって、在外選挙人への投票用紙等の交付期間が長期にわたるので、その保管については万全を期すこと。万一紛失等の事故が発生した場合、総務省において新たに全ての投票用紙等を作成し、配布し直す等の措置が必要となることもあり得るので、保管については十分な措置を講ずること。

##### 2 物品の準備

市町村委員会は、投票用封筒（内封筒、外封筒）や送付用封筒等の交付物品のほか、国際スピード郵便



(以下「EMS」という。)の宛先を記載する連写式伝票(郵便局で用意しているもの)等の郵便による在外投票に関して必要な物品について、あらかじめ準備を行っておくこと。

### 3 郵便による在外投票のための投票用紙等の発送及びその準備

市町村委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各国の郵便事情も考慮しつつ、郵便による在外投票のための投票用紙等を速やかにかつ円滑に発送できるよう、あらかじめ郵便による在外投票の対象者を在外選挙人名簿に基づき確認しておくとともに、各在外選挙人の住所地又は住所以外の送付先がEMSの取扱地域であるか等について事前に取扱郵便局と打ち合わせておくこと。

### 4 投票管理者等への制度の周知

市町村委員会は、あらかじめ関係する投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人及び事務従事者に対し、在外投票の手続について十分に説明しておくこと。

## 第2 在外選挙人名簿の登録及び閲覧等

### 1 在外選挙人名簿の登録の迅速化

在外選挙人名簿への登録については、在外選挙人証の送付に要する時間を考慮し、速やかに登録事務を行い在外選挙人の投票の機会ができるだけ確保されるよう留意すること。

平成30年6月から始まった出国時申請制度については、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成30年5月23日付総行選第55号)及び「公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う出国時申請の手続に係る留意事項について」(平成30年5月23日付総行選第56号)の内容を踏まえ、適切に対応すること。

### 2 在外選挙人名簿に国内の市町村で新たに住民票が作成された旨の表示がされた者

在外選挙人名簿に国内の市町村で新たに住民票が作成された旨の表示がされた者について、当該住民票が作成された日後4か月を経過した場合には、市町村委員会は、当該者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならないこと。

ただし、在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村(以下「登録地市町村」という。)に帰国し住民票が作成された旨の表示がされた者が、在外選挙人名簿から抹消される前に、登録地市町村以外の市町村で住民票が作成されることなく、再び国外に転出した場合には、当該表示を消除することとされているので、留意すること。

### 3 在外選挙人名簿の登録を行わない期間

公示の日から選挙の期日までの期間は、在外選挙人名簿の登録(登録の移転含む)は行わないこととされていること。

### 4 国内への転入者の取扱い

国外から国内に転入し、選挙人名簿に登録された者については、当該名簿に基づいて投票を行うこととなり、在外選挙人名簿に基づく投票はできないものであること。

### 5 在外選挙人名簿の閲覧

閲覧の申出は、公示日(6月22日)から選挙期日後5日に当たる日(7月15日)までの間は原則としてできないが、例外として、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うための閲覧の申出については、法第30条の8第1項の異議申出期間(選挙時登録が行われた日の翌日(6月22日))に限り閲覧させなければならないこと。

### 6 在外選挙人証の記載事項の変更等

在外投票のための投票用紙等の請求の際には必ず在外選挙人証を提示することとされていることから、在外選挙人証の記載事項の変更の届出又は再交付の申請がなされた場合にあっては、直ちに当該届出又は申請に係る手続を行うこと。

## 第3 郵便による在外投票に用いる投票用紙等の市町村委員会への交付

### 1 市町村委員会からの交付請求

郵便による在外投票に用いる投票用紙等の交付請求は、市町村委員会の委員長が、県委員会の委員長を経由して総務大臣に対して書面をもって行うこととされており、既に完了しているものであること。

### 2 市町村委員会への交付

#### ア 交付

総務大臣から県委員会の委員長を経由して交付された投票用紙等は、「在外投票に係る物品等の配布について(通知)」(令和4年5月16日付第202200044120号)で通知したところにより配布済みであり、市町村委員会の委員長は、数量等を確認し、直ちに「投票用紙等交付請求書兼受領書」を県委員会の委員長に提出すること。

#### イ 投票用紙等の追加交付

市町村委員会の委員長は、在外選挙人名簿の登録状況や選挙人からの投票用紙等の請求状況等から投票用紙等が不足するおそれがあると認めた場合においては、県委員会の委員長に対して投票用紙等の追加交付を請求すること。

県委員会の委員長は、市町村委員会の委員長から投票用紙等の追加交付の請求を受けた場合には、県委員会が留保している投票用紙等から追加交付を行うこと。

なお、県委員会が留保している投票用紙等が追加交付に必要な数量に不足する場合には、県委員会の委員長が総務大臣に対して追加交付の請求を行うこととなるので、県委員会の委員長に対する投票用紙等の追加交付の請求に際しては、あらかじめ時間的余裕をもって連絡すること。

## 第4 郵便による在外投票

### 1 在外選挙人からの交付請求

在外選挙人は、選挙の期日前4日までに在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の

市町村委員会（以下「登録地選管」という。）の委員長に対して、当該在外選挙人が署名をした文書により、在外選挙人証を提示して直接に、又は在外選挙人証を同封した郵便をもって投票用紙等の交付を請求することができること。

## 2 投票用紙等の発送

登録地選管の委員長は、請求を行った在外選挙人が在外選挙人名簿に登録されている者に該当すると認められた場合には、参議院議員の任期満了日前60日に当たる日（5月26日）から発送することとされていること。

この際、在外選挙人から、比例代表選挙、選挙区選挙いずれかの投票用紙のみの請求となっている場合には、投票用紙等の交付誤り等のないよう、十分注意すること。

なお、国外への投票用紙等の発送については、投票用紙等の送付に要する時間を考慮し、あらかじめ十分な準備をしておくとともに、郵送方法の選択においても、最も迅速かつ確実なものを選ぶこと。

また、在外選挙人証及び投票用封筒に記載すべき事項について、遺漏がないよう特に留意するほか、旧様式の在外選挙人証が同封されていた場合には、新様式のものを作成し、在外選挙人の便宜を図らなければならないこと。

## 第5 在外公館投票

在外公館における投票は、公示日の翌日から選挙期日前6日までの間に行われるが、選挙の期日の直前に集中して登録地選管に到着することが予想されるので、投票の受領、指定在外選挙投票区の投票管理者への送致、受理不受理の決定等の事務に要する人員の配置に留意するなど事務の円滑な処理について配慮すること。

## 第6 国内における投票

### 1 投票の種類等

在外選挙人は、登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票所において選挙期日に投票すること、登録地市町村において公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に登録地選管が指定した期日前投票所で投票すること、登録地市町村以外の市町村において（選挙の当日選挙権を有しない者（以下「選挙権未取得者」という。）は登録地選管を含む。）公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に不在者投票を行うことが可能であること。

なお、指定病院等における不在者投票制度、郵便による不在者投票制度、特定国外派遣組織における不在者投票制度、南極投票制度、洋上投票制度及び指定港における不在者投票等船員に関する投票手続は適用されないこと。

在外選挙人の国内投票においては、県委員会が作成して市町村委員会に送付した投票用紙等を用いることとし、誤って総務省作成の投票用紙等を用いることのないよう十分注意すること。

また、在外選挙人が投票を行う場合には、在外選挙人名簿との対照又は在外選挙人証の提示が必要である等、投票の手続が異なることから、受付等の経路について十分に検討しておき、投票事務に混乱が生じないよう特に留意すること。

### 2 投票所での当日投票

在外選挙人は、選挙当日、自ら登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票所へ行き、在外選挙人証を提示して投票することができること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であることを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏のないよう留意すること。

### 3 期日前投票所での投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、自ら登録地市町村の期日前投票所へ行き、在外選挙人証を提示し、かつ、期日前投票事由を申し立て、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出して投票することができること。

期日前投票所の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であり、期日前投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏のないよう留意すること。

### 4 不在者投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、登録地市町村以外の市町村において、又は選挙権未取得者が登録地市町村において、在外選挙人証を提示し、市町村委員会の委員長が管理する投票を記載する場所で投票を行うことができること。

なお、投票用紙等を請求する場合は、不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこと。

不在者投票管理者は、投票用紙等を交付する際には、在外投票ができる者であるかどうか、不在者投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

## 第7 特例郵便等投票

第6のほか、在外選挙人で特定患者等（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号。以下「特例法」という。）第2条に規定する者）であるものは、特例法第3条第2項に規定する特例郵便等投票を行うことができるが、この場合の在外選挙人証等への記載については、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等に係る留意事項について（通知）」（令和3年6月18日付総行選第37号）を参照すること。

## 第8 登録地選管における投票の送致等

登録地選管の委員長は、在外公館の長から送付された在外公館投票、郵便による在外投票、登録地市町

村以外の市町村委員会から送付された不在者投票及び選挙権未取得者の不在者投票を直ちに登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

また、第9に掲げる措置をとるほか、投票管理者において受理・不受理の決定をする際の判断材料となる情報等を適切に提供する必要があること。

#### 第9 投票の受理・不受理の決定等

##### 1 投票管理者における受理・不受理の決定等

投票の受理・不受理の決定等についての考え方は、基本的に一般の不在者投票と同じものであること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに送致を受けた投票について、送付用封筒から投票用封筒を取り出し、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聞いて、受理・不受理の決定をすること。

受理された在外投票は、投票用封筒を開いて直ちに投票箱に入れなければならないが、この場合においては、投票の秘密の保持に特に留意すること。

##### 2 開票管理者における在外投票の取扱い

開票管理者における在外投票の取扱いについての考え方は、基本的に一般の不在者投票の取扱いと同じであること。

#### 第10 在外投票事務処理簿等の作成

1 登録地選管の委員長は、在外投票事務処理簿を備え、在外投票に関してとった措置等を記録するとともに、その概略を記載した在外投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

2 在外選挙人の国内での投票においては、登録地選管の委員長は、一般の不在者投票事務処理簿及び不在者投票に関する調書とは別に、在外選挙人に係る不在者投票事務処理簿を備え、在外選挙人の不在者投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送付しなければならないこと。

3 指定在外選挙投票区の投票管理者は、(1)及び(2)の調書を投票所投票録に添付しなければならないこと。

4 指定在外選挙投票区における投票所投票録、期日前投票所において各日毎に作成する期日前投票所投票録は通常のものとは別様式となっているので注意すること。

#### 第11 投票用紙等の実績報告

市町村委員会は、別に通知する「参議院議員通常選挙の開票録等の検収について(通知)」により、選挙の期日後直ちに投票用紙等の受領及び交付に関する実績報告書を検収日(7月11日)に持参し県委員会に提出すること。

#### 第12 その他

第1から第11までに掲げるもののほか、在外選挙人の投票に関する事務の取扱いについては、別に配付する「在外選挙事務取扱要領」によること。

### (9) 第26回参議院議員通常選挙における投票及び開票事務の取扱いについて(通知)

第202200052896号

令和4年5月25日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長(公印省略)

26回参議院議員通常選挙(以下「参議院選挙」という。)における投票及び開票事務の取扱いについては、「第26回参議院議員通常選挙の管理執行について(通知)」(令和4年5月25日付第202200046000号)及び「第26回参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について(通知)」(令和4年5月25日付第202200046061号)によるほか、下記事項に留意の上、適切な事務処理をお願いします。

#### 記

##### 1 投票事務

投票事務の取扱いについては、別途配布する「投票事務取扱要領」、「期日前投票事務取扱要領」及び「在外選挙事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

##### (1) 選挙期日当日の投票所における投票

###### ア 投票管理者及び職務代理人

① 投票管理者及び職務代理人の選任に当たっては、選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)が選任すること。

この場合、参議院鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)と参議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選挙」という。)とで同一人を選任して差し支えないこと。

② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続の全てについて、最終的な決定権を有すること。

したがって、投票事務が公正かつ的確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務の全般に渡り、常に注意しなければならないこと。なお、職務代理人がその職に就いたときも同様であること。

③ 投票管理者と職務代理人は、同時に席を空けてはならないこと。

④ 一の投票所において2人以上の者が交替して職務を行う場合は、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継が行われるようにすること。

###### イ 投票立会人

① 投票立会人の選任に当たっても、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人とすることは差し支えない

こと。

- ② 選任に当たっては、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、市町村委員会が選任すること。
- ③ 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立ち会う職責を有すること。
- ④ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。
- ⑤ 性別や年齢を問わず選任し、投票所の雰囲気や和らげるよう配慮すること。

ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に選挙事務従事の職務命令を行ってもらふほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備等

- ① 選挙期日の公示日以後、可能な限り速やかに入場券を交付すること。  
入場券の記載誤り、誤配布等が生じないよう、執行体制に万全を期すとともに、日本郵便株式会社等との連携を密にし、配布計画の策定に当たること。
- ② 投票所の門戸には、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ③ 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙とが別々に行われるようにすること。  
この際、最初に選挙区選挙の投票用紙の交付を行い、次に比例代表選挙の投票用紙の交付を行うことができるように適正に設備を配置するとともに、投票用紙の交付誤りがないようにすること。
- ④ 在外選挙人が日本国内で行う投票については、在外選挙人名簿との対照、在外選挙人証の提示、在外選挙人証への必要事項の記入等、一般の選挙人と異なる手続が必要となるため、その受付等の経路について十分に検討しておくこと。  
また、総務省が作成した郵便による在外投票用の投票用紙等を誤って交付するといったことがないよう万全を期すること。
- ⑤ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるよう案内図等を掲示しておくこと。
- ⑥ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。
- ⑦ 投票所内及び投票記載台における選挙区選挙の候補者氏名等の掲示及び比例代表選挙の政党等名称等の掲示に当たっては、その内容に誤りがないか確認すること。
- ⑧ 選挙人へ投票の記載方法を分かりやすく周知するよう工夫すること。特に比例代表選挙について、特定枠名簿登載者の氏名を記載した投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効票とみなされることについて周知すること。
- ⑨ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑩ 視力障がい者に対する便宜供与の一つとして、点字による選挙区選挙の候補者の名簿及び比例代表選挙の参議院名簿届出政党等の名簿を作成し、送付するので、別途通知するところにより取り扱うこと。
- ⑪ 投票所には必ず時計を用意し、投票所の開閉は、投票所の入口を確認して正確に行うこと。
- ⑫ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑬ 歩行が困難な方の便宜のため、仮設スロープの設置等に配慮すること。（「6その他」参照）

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。

この場合、投票立会人が2人に達しないときは、投票管理者は、直ちに2人に達するまで選挙権を有する者の中から選任すること。

- ② 最初に到着した選挙人の前で、全ての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、入場券のみに頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容のほか、本人の申し立てている内容と本人自身とをよく見比べるなどして当該選挙人本人であることを確認すること。  
また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照が終了するまでは投票用紙を交付しないこと。
- ④ 選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、当該選挙人の転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができなないので、この点を本人に確かめるとともに、二重登録の可能性のある者については、事前に転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。
- ⑥ 補正登録すべき者があった場合は、市町村委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙を交付するに当たっては、選挙区選挙と比例代表選挙とは別々に交付するとともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。  
交付の際は、選挙人に黙って渡さず、1枚ずつ「このクリーム色の投票用紙は選挙区選挙の投票用紙です。候補者の氏名を記入してください。」、「この白色の投票用紙は比例代表選挙の投票用紙で

す。参議院名簿登載者の氏名又は（参議院名簿届出）政党等の名称か略称を記入してください。」といったように、はっきりと相手に説明する等、選挙人が投票の記載方法を誤らないよう配慮すること。

- ⑧ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、**点字投票**と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に、選挙名を表示する点字シールを貼付して交付すること。

この場合、誤って他の選挙の点字シールを貼らないよう、投票用紙と点字シールの印字及び色をよく確認するとともに、必ず投票用紙の右上から右下の方向に貼り付けること。

また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「この投票用紙は選挙区選挙です。点字で“サンギイン センキョク”と選挙の種類が表示してありますのでご確認ください。」等と説明すること。

- ⑨ 代理投票は、心身の故障その他の事由により、投票用紙に候補者の氏名等を自書することができない者に限られること。

代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、別に補助者2人を投票所の事務に従事する者のうちから選任しなければならないこと（補助者本人の承諾を得る必要はない。）。

#### カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「投票所の入口」を閉じること。

- ② 投票管理者は、不在者投票及び在外投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて決定すること。

- ③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は、開いてはならないこと。

- ④ 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの投票録を正副2通作成し、署名すること。

また、指定在外選挙投票区における投票所投票録は、一般のものとは様式が異なっているので注意すること。

なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、失権者を含まないが、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を失った者は含まれるので注意すること。

- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。

この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

#### (2) 期日前投票所における投票

##### ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者及び職務代理者は、選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。

なお、いずれの者についても、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。

- ② 期日前投票所は、当日投票と同様に確定投票であることから、選挙期日当日の投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

- ③ 一の投票所において2人以上の者が交替して職務を行う場合は、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継が行われるようにすること。

##### イ 投票立会人

- ① 市町村委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。なお、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。

- ② 投票立会人の職務内容は、投票手続の立会い等を行うことであるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が異なるので留意すること。

##### ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。

- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙とが別々に行われるようにするとともに、在外投票に関し、指定した期日前投票所においては、受付等の経路についても十分に検討しておくこと。

また、総務省が作成した郵便による在外投票用の投票用紙等を誤って交付するといったことがないよう万全を期すること。

- ③ 選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に選挙区選挙の候補者氏名及び党派名並びに比例代表選挙の政党等の名称、略称及び名簿登載者の氏名を掲示すること。

- ④ 期日前投票所における投票については、選挙期日当日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

##### エ 投票の開始

投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手続を行う必要があること。また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。

##### オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「期日前投票所の入口」を閉じること。

- ② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印することになること。

- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてその

まま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に入れて保管することも可能であること。

④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。

なお、指定在外選挙投票区における期日前投票所投票録は、一般のものとは様式が異なるので注意すること。

⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村委員会へ送致し、選挙の期日に市町村委員会が開票管理者へ送致すること。

この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録、選挙人名簿の抄本等についても併せて送致すること。

## 2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別途配付する「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

### (1) 開票管理者及び職務代理者

ア 開票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、各選挙ごとに参議院選挙の選挙権を有する者の中から、市町村委員会が選任すること。

この場合、選挙区選挙と比例代表選挙に同一人を選任できること。

イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等、開票事務の全般に渡り常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

ウ 開票管理者と職務代理者とは同時に席を空けてはならないこと。

### (2) 開票立会人

ア 開票立会人は、選挙区選挙の候補者及び比例代表選挙の名簿届出政党等が、開票区ごとに、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目の午後5時までに当該市町村委員会に届け出ることになっていること。

この場合、候補者及び名簿届出政党等は、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び同じ日に行われるべき他の選挙の開票立会人となるべき者として届け出ることにはできないので、届出の受理に当たっては十分注意すること。

イ 開票立会人は、選挙区選挙及び比例代表選挙について常にそれぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。

この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市町村委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。

また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、これら以外の者は開票立会人となれないこと。

ここでいう政党等の所属とは、候補者の立候補届出の所属政党等又は名簿届出政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属政党等ではない点に注意すること。

### (3) 開票事務従事者

ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に選挙事務従事の職務命令を行ってもらい、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。

イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分説明しておくこと。

また、動きやすい衣服等（ウェア、シューズ等）を着用するよう、事前に指示しておくこと。

ウ 開票事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の記章又は腕章を必ず付けること。

エ 開票事務従事者は、開票参観人等に疑念を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

### (4) 開票所の設備等

ア 開票所の門戸には、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、高さや配置等を工夫すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように措置すること。

エ 選挙区選挙については、参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

また、比例代表選挙についても、可能な限り掲示を行うこと。

オ 開票所の照明については特に留意し、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくとともに、必要に応じ、無停電装置等も準備しておくこと。

カ 参観人は、当該市町村の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

### (5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、選挙区選挙及び比例代表選挙の開票立会人がそれぞれ3人以上いること及び全ての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領

し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、その開票区域内の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、まず選挙区選挙と比例代表選挙との投票の分別を行い、その後、各投票区の投票の内容がわからないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票並びに投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票及び在外投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

#### (6) 投票の処理

ア 投票の処理は、選挙区選挙を先に行い、その後比例代表選挙を行うこと。

イ 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。

ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の事例及び判例を研究しておくとともに、比例代表選挙の投票の効力の判定方法についても、事前によく研究しておくこと。

エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。

オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に「持ち帰りその他」等と処理することのないよう特に留意すること。

カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者及び名簿届出政党等の得票数を朗読又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。

キ 比例代表選挙の投票の処理は、選挙区選挙の投票と混同するおそれが全くなかったのを確認した上で開始すること。

ク 開票管理者は、開票が終了したときは、選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

### 3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報（該当市町村のみ）については、別途通知するところによるほか、特に次の事項に留意すること。

#### (1) 速報担当者

県への速報担当者は、投開票オンラインシステムに習熟しておくとともに、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。

また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

#### (2) 速報の迅速性及び正確性の確保

速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数の者と数値の読み合わせを行うとともに、進捗管理を徹底すること。

### 4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告

参議院選挙における選挙人名簿整理及び当日有権者数の報告については、「第26回参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）」（令和4年5月17日付202200044033号）及び「第26回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理（想定）について（通知）」（令和4年5月9日付第202200034331号）により通知しているところであるので、所定の様式により報告すること。

(1) 選挙時登録者数及び在外選挙人名簿登録者数については、公示日前日の正午までに報告すること。

(2) 当日有権者数（在外含む。）については、選挙期日前日の正午までに報告すること。

なお、当日有権者数には、住所移転により表示がなされている者も含まれるので注意すること。

### 5 開票録等及び確定報告書の検収

参議院選挙の開票録等の検収は選挙期日の翌日に、確定報告書の検収は別途通知するところによりそれぞれ行う予定であること。

### 6 その他

(1) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんであるが、その速報性についても報道機関、ひいては選挙人から要請されているところである。

他県等においても、近年、開票事務の迅速化に対する取組がさかんに検討、実践されているところであるので、各市町村においても、本通知及び別途配付の「開票事務取扱要領」によるほか、他団体の先進事例の取組をマニュアルに反映させたり、前回の衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び統一地方選挙をベースに時間短縮の目標を設定するなど、開票事務の迅速化に向けた取組を行うこと。

(2) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるよう配慮すること。

(3) 投票所及び開票所は可能な限り1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難な身体障がい者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講じること。

(4) 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては、投票の順路についての案内や誘導をすること。

(5) 身体等に障がいがある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、丁寧な対応を行うこと。

(6) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。

また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が氏名表、政党等名称等掲示の記載内容を容易に確認できるよう、可能な限り便宜を図ること。

(10) 第26回参议院議通常選挙において使用する諸物品の輸送計画について（通知）

第202200052510号  
令和4年5月31日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長（公印省略）

このことについて、下記のとおり送付（受渡し）しますので、別紙を参照の上、確実に受領してくださいませようお願いします。

また、鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会事務局におかれましては、下記1の送付（受渡し）日における担当者の派遣をお願いします。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願ひします。

記

- 1 送付（受渡し）日  
第1回 令和4年6月14日（火）  
第2回 令和4年6月25日（土）  
第3回 令和4年6月30日（木）
- 2 送付（受渡し）物品の種類  
別紙1のとおり
- 3 送付（受渡し）物品の数量  
別紙2のとおり
- 4 受渡方法  
別紙3のとおり
- 5 輸送計画  
別紙4のとおり
- 6 留意点

諸物品の受け渡しに当たっては受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

別紙1

## 送付物品の種類

※数量は、別紙2

輸送区分	選挙啓発	番号	送付物品の名称	選挙区	比例	備考
第1回輸送 6/14 (火)	選挙物資	1	一般投票用紙	○	○	
		2	船員不在者投票用紙	○	○	
		3	点字投票用紙	○	○	
		4	点字シール	○	○	
		5	不在者投票用外封筒（公印あり）	○	○	
		6	不在者投票用外封筒（公印なし）	○	○	
		7	郵便投票用外封筒（本人用）	○	○	
		8	郵便投票用外封筒（代理記載用）	○	○	
		9	不在者投票用内封筒	○	○	
		10	仮投票用封筒	○	○	
		11	不在者投票事務処理簿（一般）	○	○	
		12	不在者投票事務処理簿（在外）	○	○	
		13	不在者投票に関する調書（一般）	○	○	
		14	不在者投票に関する調書（在外）	○	○	
		15	在外投票に関する調書	○	○	
		16	期日前投票所投票録（一般）	○	○	
		17	期日前投票所投票録（在外）	○	○	
		18	不在者投票証明書用封筒	○		共用
		19	期日前投票宣誓書	○		〃
		20	不在者投票宣誓書・請求書	○		〃
		21	不在者投票証明書	○		〃
		22	投票用紙送付票	○		〃
		23	投票用紙及び投票用封筒精算書	○		〃
		24	郵便等投票証明書（本人用）	○		〃
		25	郵便等投票証明書（代理記載用）	○		〃
		26	選挙人名簿登録証明書	○		〃



第2回輸送 6/25 (土)	選挙公報	1	選挙公報	○	○	

輸送区分	選挙啓発	番号	送付物品の名称	選挙区	比例	備考
第3回輸送 6/30 (木)	投開票関係諸用紙	1	投票所投票録（一般）	○	○	
		2	投票所投票録（在外）	○	○	
		3	開票録	○	○	表紙を含む
		4	有効投票決定箋	○	○	
		5	無効投票決定箋	○	○	
		6	疑問票効力決定箋	○	○	
		7	按分票効力決定箋	○	○	
		8	得票集計表	○	○	
		9	政党名・名簿登載者氏名掲示（大）	×	○	
		10	政党名・名簿登載者氏名掲示（小）	×	○	
		11	点字候補者氏名票	○	×	当日分 (期日前投票所分は別途送付)

別途輸送・業者直送	啓発物資・選挙物	1	懸垂幕・横断幕	○		共用
		2	ポスター（県作成）	○		"
		3	ポスター（国作成）	○		"
		4	点字パンフレット（国作成）	○		"
		5	音声CD（国作成）	○		"
		6	選挙のしおり（リーフレット）	○		"
		7	ウェットティッシュ	○		"
		8	のぼり旗	○		"
		9	立候補者申入書	○		"
		10	点字候補者氏名票	○	×	期日前投票所分
		11	点字政党等名称等票	×	○	期日前投票所分
		12	点字政党等名称等票	×	○	当日分

別紙2～4 略

(11) 参議院鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙立候補予定者説明会交付資料一覧表

	品目	数量
1	参議院鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）	2
2	参議院鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）	2
3	立候補届出事務代行証明書（本人届出）	2
4	立候補届出事務代行証明書（推薦届出）	2
5	候補者推薦届出承諾書	2
6	宣誓書	2
7	通称認定申請書	2
8	選挙人名簿登録証明書交付申請書	4
9	選挙人名簿登録証明書	4
10	物品交付希望調書	1
11	選挙事務所設置届出書	6
12	選挙事務所異動届出書	10
13	選挙事務所（設置・異動）承諾書	10
14	候補者推薦届出者代表者証明書	10

15	出納責任者選任届出書	2
16	出納責任者異動届出書	2
17	出納責任者（選任・解任）承諾書	2
18	出納責任者職務代行開始届出書	2
19	出納責任者職務代行終止届出書	2
20	個人演説会開催申出書	50
21	個人演説会開催申出の撤回申出書	10
22	開票立会人となるべき者の届出書	50
23	（開票立会人となること）の承諾書	50
24	選挙立会人となるべき者の届出書（選挙会）	2
25	選挙立会人となるべき者の届出書（選挙分会・鳥取県）	2
26	選挙立会人となるべき者の届出書（選挙分会・島根県）	2
27	（選挙立会人となること）の承諾書	6
28	政見放送申込書	6
29	代理人証明書	6
30	確約書	6
31	候補者経歴書	6
32	選挙公報掲載申請書	2
33	選挙公報掲載撤回申請書	2
34	選挙公報掲載文修正申請書	2
35	選挙公報掲載文原稿用紙	3
36	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	10
37	自動車燃料代確認申請書	10
38	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	10
39	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	10
40	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	10
41	請求書（選挙運動用自動車の使用）	20
42	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）	10
43	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、自動車借入）	10
44	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、燃料代）	10
45	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、運転手）	10
46	ポスター作成契約届出書	5
47	ポスター作成枚数確認申請書	5
48	ポスター作成証明書	5
49	請求書（ポスターの作成）	5
50	請求内訳書（ポスターの作成）	5
51	ビラ作成契約届出書	5
52	ビラ作成枚数確認申請書	5
53	ビラ作成証明書	5
54	請求書（ビラの作成）	5
55	請求内訳書（ビラの作成）	5
56	選挙運動用ビラ証紙交付申請書	5
57	選挙運動用ビラ届出書	5
58	通常葉書作成契約届出書	5
59	通常葉書作成枚数確認申請書	5
60	通常葉書作成証明書	5
61	請求書（通常葉書の作成）	5
62	請求内訳書（通常葉書の作成）	5
63	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	5
64	選挙事務所用立札・看板作成枚数確認申請書	5
65	選挙事務所用立札・看板作成証明書	5

66	請求書（選挙事務所用立札・看板の作成）	5
67	請求内訳書（選挙事務所用立札・看板の作成）	5
68	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	5
69	自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書	5
70	自動車等取付用立札・看板作成証明書	5
71	請求書（自動車等取付用立札・看板の作成）	5
72	請求内訳書（自動車等取付用立札・看板の作成）	5
73	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	5
74	個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書	5
75	個人演説会場用立札・看板作成証明書	5
76	請求書（個人演説会場用立札・看板の作成）	5
77	請求内訳書（個人演説会場用立札・看板の作成）	5
78	政見放送用の録音・録画の契約届出書	5
79	政見放送用録音・録画証明書	5
80	請求書（政見放送用の録音・録画）	5
81	請求内訳書（政見放送用の録音・録画）	5
82	（報酬を支給する者の）届出書（甲）	10
83	（報酬を支給する者の）届出書（乙）	30
84	選挙運動費用収支報告書 収入（その1）	10
85	選挙運動費用収支報告書 収入（その2）	10
86	選挙運動費用収支報告書 収入（その3）	10
87	選挙運動費用収支報告書 支出（その1）	20
88	選挙運動費用収支報告書 支出（その2）	10
89	収支報告書記載上の注意事項	1
90	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（その1）	5
91	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（その2）	5
92	振込明細書に係る支出目的書	20
93	会計帳簿の様式（その1）	1
94	会計帳簿の様式（その2）	1
95	寄附金控除のための確認申請書	1
96	寄附金（税額）控除のための書類	1
97	候補者用通常葉書使用証明書（見本）	1
98	選挙運動用通常葉書差出票（見本）	1
99	新聞広告掲載証明書（見本）	1
100	新聞広告掲載承諾通知書（見本）	1
101	公職の候補者旅客運賃後払証（見本）	1
102	第26回参議院議員通常選挙事務処理日程表（鳥取県）	1
103	参議院議員通常選挙執行計画（鳥根県）	1
104	参議院選挙の手引	1
105	参議院議員通常選挙（参議院鳥取県及び鳥根県選挙区）候補者の手引	1
106	出納責任者の手引	1
107	選挙運動用自動車等で街頭演説等を行う場合の道路交通法上の取扱いについて	1
108	各種契約書の書式例	1
109	候補者届出書等記載例	1
110	選挙公営に関する手続き等の注意事項	1
111	参議院鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙における公営の単価等	1
112	選挙運動に関する支出金額の最高額（法定制限額）試算	1
113	点字版「選挙のお知らせ」製作のために	1
114	個人演説会を開催することができる公営施設の指定一覧表	1

（12）参議院議員通常選挙政党等関係交付資料一覧

	品 目	数量
1	選挙事務所設置届（名簿届出政党等用）	6
2	選挙事務所異動届（名簿届出政党等用）	6
3	選挙事務所設置届（候補者用）	6
4	選挙事務所異動届（候補者用）	6
5	選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書（比例代表）	各2
6	開票立会人となるべき者の届出書・承諾書（比例代表）	各30
7	個人演説会開催申出書	6
8	個人演説会開催申出の撤回申出書	6

### 3 委員会告示及び選挙長告示

#### (1) 鳥取県及び鳥根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第1号	立候補予定者説明会の開催	—	5.13付号外第38号
第2号	ポスター掲示場にポスターを掲示できる日	法144の2	6.17付号外第44号
第3号	ポスター掲示場の区画数	—	
第4号	選挙人名簿登録基準日等	法22、令14	
第5号	選挙長等の選任	法75、令80、81	6.22付号外第45号
第6号	選挙長の執務場所	—	
第7号	選挙事務所の標札等の配色	法131、141、141の2、164の2、164の5、164の7	
第8号	選挙運動用ビラ証紙の地模様等	法142	
第9号	政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所	放規13、14	
第10号	選挙運動費用制限額	法194、196、令127	6.22付号外第46号
第11号	選挙会の開催場所及び日時	法78	7.5付第9413号
第12号	当選人の住所及び氏名	法101の3	7.13付号外第50号

#### (2) 鳥取県選挙管理委員会告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第15号	選挙分会長（選挙区の分会長、比例の分会長）等の選任	法75、令80、81	6.22付号外第45号
第16号	選挙分会長の執務場所	—	
第17号	投票用紙の様式	法45、規則5、選規15	
第18号	投票用封筒等に押すべき印	規則8、10、10の5	
第19号	選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	法169、172、運規58	
第20号	名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	法175、運規66	6.22付号外第46号
第21号	選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数	自治法74等	
第22号	選挙分会の開催場所及び日時	法78	

#### (3) 選挙長・選挙分会長告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第1号	候補者の届出（選挙長）	法86の4	6.22付号外第47号
第1号	選挙立会人のくじを行う場所及び日時（比例分会長）	法76	7.5付第9413号

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

令和4年執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における立候補届出に関する説明会を次のとおり開催する。

令和4年5月13日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

日時 令和4年5月31日 午後1時30分

場所 島根県松江市殿町1 島根県庁

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号

令和4年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和4年6月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

令和4年6月22日

---

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号

令和4年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

令和4年6月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

区画の数 6

---

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第4号

令和4年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を令和4年6月21日と定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和4年6月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号

令和4年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和4年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長

島根県松江市 大野敏之

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長職務代理者

島根県松江市 今岡重之

---

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第6号

令和4年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長の勤務する場所は次のとおりである。

令和4年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

島根県松江市殿町1 島根県庁

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

令和4年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、乗車する者又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

令和4年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

選挙事務所の標札、選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色

白地とし、文字は黒色とする。

乗車する者又は乗船する者の腕章の配色

白地とし、文字は赤色とする。

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第8号

令和4年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

令和4年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

地模様 細紋

地模様の色 桃色

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

令和4年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和4年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

日時 令和4年6月22日 午後6時

場所 島根県松江市殿町1 島根県選挙管理委員会事務局

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第10号

令和4年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

制限額 36,986,600円

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号

令和4年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和4年7月5日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野敏之

日時 令和4年7月13日 午後3時30分

場所 島根県松江市殿町1 島根県庁

**鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第12号**

令和4年7月10日に執行した参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙において当選した者は、次のとおりである。

令和4年7月13日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

住 所	氏 名
島根県出雲市大社町杵築北2668-1	青木 一彦

**鳥取県選挙管理委員会告示第15号**

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和4年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
  - 選挙分会長 鳥取市 大口 久志
  - 選挙分会長の職務代理者 鳥取市 野口 洋隆
- 参議院比例代表選出議員選挙
  - 選挙分会長 鳥取市 大口 久志
  - 選挙分会長の職務代理者 鳥取市 野口 洋隆

**鳥取県選挙管理委員会告示第16号**

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

令和4年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

**鳥取県選挙管理委員会告示第17号**

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和4年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

<p>候補者氏名</p> <p>第二十六回 参議院鳥取県及び島根県 選挙区選出議員選挙投票</p> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>	<p>候補者氏名</p> <p>第二十六回 参議院鳥取県及び島根県 選挙区選出議員選挙投票</p> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>
<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>点字投票</p> <p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

備考

- 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備考

- 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン センキョク」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第39条の別表第1による。



(参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

<p>候補者氏名又は 政党その他の政 治団体の名称若 しくは略称</p> <p>参 議 院</p> <p>第二十六回 比例代表選出議員選挙投票</p> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>	<p>点字投票</p> <p>参 議 院</p> <p>第二十六回 比例代表選出議員選挙投票</p> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>
<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の 名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p>	<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の 名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p>

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン ヒレイ ダイヒョー」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第39条の別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和4年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

### 鳥取県選挙管理委員会告示第19号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

令和4年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

#### 1 参議院鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙

- (1) 日 時 令和4年6月23日 午後5時10分
- (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

#### 2 参議院比例代表選出議員選挙

- (1) 日 時 令和4年6月23日 午後6時
- (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

---

### 鳥取県選挙管理委員会告示第20号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和4年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日 時 令和4年6月22日 午後6時
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

### 鳥取県選挙管理委員会告示第21号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和4年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,282
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,406
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	144,010
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,503
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,781
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,793
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,376
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,191
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,485
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,168
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,432
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,957

**鳥取県選挙管理委員会告示第22号**

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和4年7月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会

- (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- (2) 日 時 令和4年7月12日 午後2時

2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

- (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- (2) 日 時 令和4年7月12日 午後2時30分

**参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号**

令和4年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和4年6月22日

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長 大 野 敏 之

届出番号	届出年月日	届出の別	(ふりがな) 候補者氏名	本籍	住 所	年齢	党派	職業
				一のウェブサイト等のアドレス				
1	令和4年6月22日	本人届出	くろせ のぶあき 黒瀬 信明	大阪府	東京都葛飾区	37歳	NHK党	党職員
2	〃	〃	ふくずみ ひでゆき 福住 ひでゆき	鳥取県	鳥取県米子市	46歳	日本共産党	政党役員
3	〃	〃	むらかみ たいじろう 村上 たいじろう	鳥取県	鳥取県西伯郡日吉津村	34歳	立憲民主党	政党役員
4	〃	〃	まえた ひろのり 前田 ひろのり	鳥取県	鳥取県東伯郡琴浦町	60歳	参政党	自営業
5	〃	〃	あおき かずひこ 青木 一彦	島根県	島根県出雲市	61歳	自由民主党	参議院議員

**参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号**

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときはくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和4年7月5日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和4年7月7日 午後5時30分

## 4 選挙事務執行体制等

### (1) 第26回参議院議員通常選挙事務分担表

委員長 大 口 久 志  
 委員長代理 藤 村 実 千 子  
 委員 金 田 和 寿  
 委員 山 根 勝

係名	事務分担	30名(前回R1:32名)	
		主 査	副 査
総 括	○選挙事務の総括に関する事	野口事務局長 小寺補佐	溝内参事 宮本次長
	○選挙事務の連絡調整に関する事 ○報道機関等への情報提供に関する事	宮本次長 進藤係長	小寺補佐 宮本次長
管理係	○諸規程の整備に関する事 ○選挙管理委員会の議案に関する事 ○選挙管理委員会、選挙(分会)長の告示に関する事 ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関する事 ○取締機関及び報道機関との連絡に関する事(管理執行関係) ○選挙事務の一般管理に関する事 ○供託金の管理に関する事 ○他の係に属しない事項に関する事	進藤係長 三谷書記 福井書記	宮本次長
市町村候補者公営係	○選挙公報に関する事 ○政見放送に関する事 ○投票用紙の作製に関する事 ○不在者投票等事務諸用紙の作製に関する事 ○立候補届出諸用紙の作製に関する事 ○候補者公営に関する諸用紙の作製に関する事 ○政治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関する事 ○視覚障害者への情報提供に関する事 ○投・開票事務諸用紙の作製に関する事 ○氏名等掲示に関する事 ○物資輸送に関する事	若原補佐 清水補佐 中住書記 谷岡書記 長砂書記 長砂書記 宮本次長 田栗書記 中住書記 田栗書記 福井書記	中住書記 進藤係長 若原補佐 長砂書記 谷岡書記 谷岡書記 三谷書記 中住書記 田栗書記 若原補佐 清水補佐
	○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行	部内応援10人	—
啓発係	○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関する事 ○啓発物資の作製・企画コンペに関する事 ○明るい選挙推進大会に関する事 ○市町村の啓発事業に関する事	溝内参事・島谷補佐 島谷補佐・滝本書記 高橋書記 高橋書記	小寺補佐 高橋書記 島谷補佐 島谷補佐
速報係	○投・開票速報に関する事(報道対応含む。) ○投・開票速報に用いる物資の作製に関する事 ○投・開票速報システムに関する事 ○投・開票速報(HP・ウェブ関係)に関する事	嶋本書記 嶋本書記 嶋本書記 滝本書記	宮本次長 滝本書記 進藤係長 (情報政策課)
庶務経理係	○庶務経理の総括に関する事 ○候補者公営費の支払に関する事 ○選挙の執行経費に関する事 ○不在者投票特別経費交付金に関する事 ○選挙(分会)長、立会人等への旅費、報酬の支払に関する事 ○その他の支払事務に関する事	小寺補佐 安養寺補佐 田中書記 田中書記 北村書記 高橋書記 北村書記	安養寺補佐 田中書記 高橋書記 田中書記 田中書記 田中書記

### (2) 投開票速報実施要領等

#### ア 第26回参議院議員通常選挙 投・開票速報実施要領

令和4年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)並びに参議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選挙」という。)の投票状況・開票状況について、鳥取県内市町村選挙管理委員会の実施分に係る速報は、次のとおり行うこととします。

#### 1 通常時の速報報告(オンライン)

##### (0) 一般的事項

- ・各市町村からの当日有権者速報、投票速報及び開票速報は、原則としてオンラインにより行います。
- ・詳細については、下記のほか「投・開票オンラインシステム操作説明書(市区町村版)」を御参照ください。
- ・オンライン用端末の時計を正確な時刻に合わせておいてください。
- ・データの入力完了したときは、送信前に必ずチェックリストを印刷し、2人1組で数値の確認を行い、

誤りのないようにしてください。

- ・県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）へオンライン送信した後は、県選管からの受信確認メールの受信を確認し、送受信状況を必ず確認してください。
- ・投開票連絡責任者は、県選管に予め報告した連絡用電話が受け取られるよう、常時待機態勢を整えておいてください。
- ・送信は、迅速かつ正確に行い、決して忘れたり遅れたりすることのないようにしてください（速報事務に大きな混乱をもたらすと同時に、報道機関への公表にも影響するため）。
- ・予定時刻までに報告のない市町村に対しては、県選管事務局長の指示により、督促する場合があります。

(1) 投票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 各投票所からの報告の集計が終わり次第	県選管にオンラインにより報告 (選挙区選挙、比例代表選挙の順) 報告メール名 ・選挙区選挙： 「選挙区投票結果・〇〇（市町村名）」 ・比例代表選挙： 「比例代表投票結果・〇〇（市町村名）」

- ・選挙区選挙、比例代表選挙を混同しないようにしてください。
- ・報告数には、期日前投票及び不在者投票を含めた数値を報告してください。
- ・当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みます。

(2) 開票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 《開票速報》 各市町村の投票の点検、集計が終わり次第 《4市中間報》 ※選挙区選挙のみ報告 21時30分から30分おき報告 (例：21時30分については、21時20分から30分までの間に報告)	県選管にオンラインにより報告 (選挙区選挙、比例代表選挙の順) 報告メール名 ・選挙区開票結果： 「選挙区開票結果・〇〇（市町村名）」 ・選挙区市部中間報： 「選挙区開票状況*・〇〇市」 (*番号は、報告回数) ・比例代表開票速報： 「比例代表開票結果・〇〇（市町村名）」

- ・選挙区選挙の開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う「確定報」と開票の中間状況を速報する「中間報」（4市のみ）の2種類があります。4市の中間報については、21時30分から30分おきに速報を入れてください。なお、中間報は「開票率0」の場合でも必ず行ってください。
- ・比例代表選挙の開票速報においては、中間報は不要です。
- ・選挙区選挙、比例代表選挙を混同しないようにしてください。
- ・市町村における投開票状況の公表は、県選管への報告後、各市町村選管において柔軟に対応してください。

(3) 訂正報

報告した数値に間違いを発見した場合は、直ちに訂正速報を下記のとおり行ってください。

- ①訂正後の数値を入力して、出力したチェックリストを印刷の上、訂正箇所の該当数字の前に○印をつけ、併せて右上に「訂正後」と記入し、余白に理由を記入する。
- ②①と訂正前のチェックリストの右上に「訂正前」と明記したものを同時に県選管にファクシミリ送信する。
- ③②の直後に、電話により訂正報を行う旨を連絡し、訂正箇所と訂正理由を報告する。
- ③必ず県選管からの指示を受けた上で、訂正後のデータをメール送信する。

(電話番号：0857-26-7057/7580 ファクシミリ番号：下記4(3)の番号)

(4) 無効投票速報（ファクシミリによる報告）

無効投票についても速報を入れる必要があるため、御注意ください。

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日開票速報に引き続き	無効投票の内訳を県選管にファクシミリにより報告

- ・県選管は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県選管からの解除指示があるまでは待機し、緊急連絡が取れるようにしてください。
- ・報告に当たっては、「選挙区選挙無効投票速報発信票」及び「比例代表選挙無効投票速報発信票」により行なってください。
- ・速報の際は、併せて無効投票率（＝無効投票速報発信票「合計」÷開票速報「投票総数」）も速報してください。この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めてください。

2 推定投票率速報（選挙区選挙のみ・電話開取り）

- ・推定投票率速報はオンラインによらず、次の速報投票区において県選管からの電話開取により実施します。
- ・実施方法については、「第26回参議院議員通常選挙 推定投票率速報要領」により行ってください。

市町村名	速報投票区名	投票所施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907番地
米子市	第8投票区	米子市児童文化センター	米子市西町133番地

倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114番地
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	境港市渡町1356番地の1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町大字浦富2539-15
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10番地1
琴浦町	第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	中山第3投票区	中山農村環境改善センター	大山町下甲1120
日南町	第2投票区	日南町役場	日南町霞800

- 3 非常時の速報報告（ファクシミリによる報告）  
 機器の故障などオンラインによる報告ができない場合は、次のとおりファクシミリにより報告してください。  
 機器の不通時に備えて、データを入力していない空の帳票を予め印刷して準備しておいてください。
- ① 県選管に対して、オンラインによる報告ができない旨と現在の状況を連絡する。
  - ②-1 ファイルの作成はできるものの、オンライン送信不能の場合は、帳票を印刷してファクシミリにより報告すること。送信する用紙はA4サイズとする。
  - ②-2 ファイルの作成自体ができない場合は、予め印刷しておいた帳票に記入し、ファクシミリにより送信すること。
  - ③ ファクシミリ送信後、電話によりファクシミリ送信の旨を報告する。電話報告の際に、受信した帳票の内容について、市町村選管と県選管とで確認を行う。  
 （電話番号：0857-26-7057/7580 ファクシミリ番号：下記4（3）の番号）

4 問い合わせ先等

- (1) 投・開票速報の報告に関する質疑

投開票当日以外	投開票当日
(0857)26-7581/7058	(0857)26-7057/7580

- (2) その他管理執行に関する質疑

(0857)26-7058/7061

- (3) 報告用のファクシミリ番号

(0857)26-8129

イ 参議院議員通常選挙推定投票率速報要領

1 速報期日

令和4年7月10日（日）

2 速報を行う投票区（速報投票区）

次の速報投票区において、速報現時時の投票者数の報告を行ってください。

市町村名	速報投票区名	投票所施設名	県選管電話番号
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	(0857)26-7169
米子市	第8投票区	米子市児童文化センター	〃 26-7169
倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館	〃 26-7169
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	〃 26-7169
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	〃 26-7170
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	〃 26-7170
琴浦町	第11投票区	赤碕地区公民館	〃 26-7170
大山町	中山第3投票区	中山農村環境改善センター	〃 26-7170
日南町	第2投票区	日南町役場	〃 26-7170

3 各市町の速報責任者

各市町選管は、速報投票区に速報責任者を配置し、速報を行ってください。

4 速報要領

- (1) 速報は、次の現時時により行ってください。

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、 19時30分、20時（計13回）
---

- (2) 上記（1）の時刻には、県選管から電話による定時確認を行いますので、速報投票区の速報責任者は、速報時刻の10分前現在での投票者数（累計）を男・女・計別に記録し、電話口で待機してください。

当日有権者数については、9時現在の定時確認の際にのみ確認するものとします。

- (3) 使用する電話

速報投票区において使用する電話番号は、上記2の表のとおりです。（別途調査）

- (4) 報告の方法

速報責任者は、発信の際「〇〇市（町）、第〇〇投票区〇時現在投票速報」と呼称した後、「投票者数、男〇〇名、女〇〇名、計〇〇名」と報告してください。

- (5) 期日前投票及び不在者投票の取扱い

ア 期日前投票者数 … 報告数値に加える。

イ 不在者投票者数及び在外投票者数 … 報告数値から除外する。

- (6) 県選管の受信者は、速報投票区からの速報を電話により聞き取ったときは、その内容を復唱して確認するとともに、発信者、受信者が相互に氏名を確認することとします。

5 推定投票率の算定（県選管）

- (1) 推定投票率は、速報投票区の当日有権者数で、速報時刻（上記4（1））現在の男・女・計の投票者数を除して、各速報投票区の投票率を算出し、公表責任者に報告するものとします。
- (2) 投票率は、百分率（%）により、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出するものとします。
- (3) 県全体の推定投票率は、次の算式により算出するものとします。

$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right]}{\text{県の当日有権者数}}$$

## ウ 第26回参議院議員通常選挙投票・開票状況公表要領

令和4年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票・開票状況について、鳥取県内市町村選挙管理委員会の実施に係る鳥取県選挙管理委員会による公表は、次により行います。

### 1 投票状況の公表

#### (1) 推定投票率

ア 推定投票率は、選挙区選挙についてのみ、次の速報投票区の投票状況により推定します。

市町村名	速報投票区名	投票所施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907番地
米子市	第8投票区	米子市児童文化センター	米子市西町133番地
倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114番地
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	境港市渡町1356番地の1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町大字浦富2539-15
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10番地1
琴浦町	第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	中山第3投票区	中山農村環境改善センター	大山町下甲1120
日南町	第2投票区	日南町役場	日南町霞800

#### イ 公表の時間及び方法

時間	方法
9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時現在の推定投票率（計13回）	1)一覧表（紙媒体）を県政記者室に提供（18部） 2)BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3)鳥取県選挙管理委員会ホームページ（以下「HP」という。）に掲載（更新）

※公表時間の取扱い

〔市町→県：8時50分から9時00分までの間に県へ報告。〕

〔県選管：9時00分現在を9時10分までに公表。以後60分間隔。〕

#### ウ 推定投票率の算定方法

##### (ア) 期日前投票の扱い

期日前投票者数については、9時の公表時点から当該速報投票区の分の数が加えられています（以降の報告時も同様。）。

##### (イ) 不在者投票の扱い

不在者投票者数については、この算定から除外されています。

##### (ウ) 県全体の推定投票率については、次の算式に基づいて百分率（%）により算出するものとし、少数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで算定するものとします。

$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right]}{\text{(県の当日有権者数)}}$$

#### (2) 確定投票率

##### ア 選挙区選挙

区分	時間	方法
市町村別投票結果《個票》	最終確定時	1)＜希望する報道機関のみ＞ 市町村別個票を一括してメール送信（CSV形式）
県計集計表	20時30分 から30分おき 及び最終確定時	1)県計集計表（紙媒体）を県政記者室に提供（18部） 2)BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3)HPに掲載（更新） 4)＜希望する報道機関のみ＞ 県計集計表をメール送信（CSV形式及びExcel形式）

※「20時30分から30分おき」の取扱い

〔市町村→県：確定後随時に県へ報告。〕

〔県選管：20時30分現在を20時40分までに公表。以後30分間隔。〕

##### イ 比例代表選挙

区分	時間	方法
市町村別投票結果《個票》	最終確定時	1) <希望する報道機関のみ> 市町村個票を一括してメール送信 (CSV形式)
県計集計表		1) 県計集計表 (紙媒体) を県政記者室に提供 (18部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載 (更新) 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計表をメール送信 (CSV形式及びExcel形式)

## 2 開票状況の公表

### (1) 選挙区選挙

区分	時間	方法
町村別開票結果《個票》 (確定報)	着信の都度	1) 町村別個票を着信の都度メール送信 (CSV形式)
市部開票結果《個票》		
中間報	21時30分 から30分おき	1) 市部個票をその都度メール送信 (CSV形式)
確定報	着信の都度	1) 市部個票を着信の都度メール送信 (CSV形式)
県計集計表	21時30分 から30分おき 及び最終確定時	1) 県計集計表 (紙媒体) を県政記者室に提供 (18部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載 (更新)
法定得票数及び供託金の 没収点	開票結果 最終確定時	4) <希望する報道機関のみ> 県計集計表をメール送信 (CSV形式及びExcel形式)

※「21時30分から30分おき」の取扱い

〔市→県：21時20分から21時30分までの間に県へ報告。以後30分間隔。〕

〔県選管：21時30分現在を21時40分までに公表。以後30分間隔。〕

### (2) 比例代表選挙

区分	時間	方法
市町村別開票結果《個票》	着信の都度	1) 市町村別個票を着信の都度メール送信 (CSV形式)
県計集計表	23時00分 から1時間おき 及び 最終確定時	1) 県計集計表 (紙媒体) を県政記者室に提供 (18部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載 (更新) 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計表をメール送信 (CSV形式及びExcel形式)

※「23時00分から1時間おき」の取扱い

〔市町村→県：確定後随時に県へ報告。〕

〔県選管：23時00分現在を23時10分までに公表。以後1時間間隔。〕

## 3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会に報告後は各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。



**第26回参議院議員通常選挙  
投・開票状況公表時刻一覧表（鳥取県選管発表分）**

区分	公表内容	公表様式	公表項目	公表のタイミング	公表方法	
選挙区選挙	推定投票率	速報投票区の投票状況	速報投票区投票状況一覧	・投票者数 ・推定投票率	9時から20時まで +19時30分(13回)	・県政記者室配付 ・BizFAX等送信 ・県選管HP
	確定投票率	市町村毎の投票結果	選挙区投票結果(市町村別個票)CSV	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数	全市町村の投票速報が揃い次第	・メール送信
		県選管の定時集計報(又は確定報)	選挙区投票結果(県計集計票)CSV	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数	20時30分から30分おき、最終確定時まで	・メール送信
			選挙区投票結果(県計集計票)Excel	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数		・メール送信 ・県選管HP
			選挙区投票結果(選挙区・様式1-1、1-2、1-3)	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数		・県政記者室配付 ・BizFAX等送信
	開票状況	市町村毎の開票結果	選挙区開票結果(市町村別個票)CSV	・候補者別得票数	各市町村から開票速報が入り次第	・メール送信
		県選管の定時集計報(又は確定報)	選挙区開票状況(県計集計票)CSV	・候補者別得票数 ・開票率	21時30分から30分おき、最終確定時まで	・メール送信
			選挙区開票状況(県計集計票)Excel			・メール送信 ・県選管HP
			選挙区開票状況(選挙区・様式2)			・県政記者室配付 ・BizFAX等送信
	<最終確定時> 選挙区開票結果(選挙区・様式2、3)	・県政記者室配付 ・BizFAX等送信				
比例代表選挙	確定投票率	市町村毎の投票結果	比例代表投票結果(市町村別個票)CSV	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数	全市町村の投票速報が揃い次第	・メール送信
		県選管の定時集計報(又は確定報)	比例代表投票結果(県計集計票)CSV	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数	最終確定時	・メール送信
			比例代表投票結果(県計集計票)Excel			・メール送信 ・県選管HP
	開票状況	市町村毎の開票結果	比例代表投票結果(比例・様式1-1、1-2、1-3)	・政党別名簿登載者別得票数 ・開票率	各市町村から開票速報が入り次第	・県政記者室配付 ・BizFAX等送信
			比例代表開票結果(市町村別個票)CSV			・メール送信
			比例代表開票結果(県計集計票)CSV			・メール送信
		県選管の定時集計報(又は確定報)	比例代表開票結果(県計集計票)Excel	・政党別名簿登載者別得票数 ・開票率	23時00分から1時間おき、最終確定時まで	・県選管HP
	比例代表開票状況(比例・様式2、3、4)		・県政記者室配付 ・BizFAX等送信			
<最終確定時> 比例代表開票結果(比例・様式2、3、4、5、6)	・政党別名簿登載者別市町村別得票数 ・開票率	・県政記者室配付 ・BizFAX等送信				

**第26回参議院議員通常選挙  
各市町村選管開票予定場所及び予定時刻表**

団体名	開票の場所	選挙区			比例代表			
		投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻	投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻	
都市	鳥取市	鳥取産業体育館 大体育館	21:45	21:00	23:00	21:45	21:00	2:00
	米子市	鳥取県立武道館 (主道場)	21:15	21:00	23:15	21:15	21:00	1:30
	倉吉市	倉吉市営体育センター	21:10	21:00	22:40	21:10	21:00	0:30
	境港市	境夢みなとターミナル (待合ホール)	20:40	21:00	22:30	20:40	21:00	0:30
岩美郡	岩美町	岩美町中央公民館	20:00	20:00	21:00	20:00	20:00	23:00
八頭郡	若桜町	若桜町立第1町民体育館	21:00	21:00	22:15	21:00	21:00	0:40
	智頭町	智頭町総合センター (大集会室)	19:30	20:05	21:20	19:30	20:30	23:00
	八頭町	八東体育文化センター (遠見山アリーナ)	20:50	21:00	22:50	20:50	21:00	1:30
東伯郡	三朝町	三朝町総合文化ホール	20:45	21:00	22:15	20:45	21:00	23:00
	湯梨浜町	町立羽合小学校 (ふれあいホール)	21:00	21:00	22:30	21:05	21:00	23:00
	琴浦町	琴浦町役場分庁舎 (多目的ホール)	19:50	20:00	21:20	19:50	20:00	23:00
	北栄町	北栄町北条農村環境改善センター (大研修室)	20:45	21:00	22:30	20:50	21:00	0:00
西伯郡	日吉津村	日吉津村立農業者トレーニングセンター	20:10	20:15	21:00	20:10	20:15	23:00
	大山町	保健福祉センターなわ (多目的ルーム)	20:00	20:15	22:00	20:00	20:15	23:00
	南部町	プラザ西伯 (大会議室)	20:20	21:00	21:45	20:20	21:00	23:15
	伯耆町	伯耆町農村環境改善センター (多目的ホール)	19:30	20:30	21:30	19:30	20:30	22:30
日野郡	日南町	日南町役場 (交流ホール)	20:00	20:15	21:30	20:00	21:30	23:30
	日野町	日野町山村開発センター (大集会室)	19:50	20:00	21:00	19:50	21:00	23:00
	江府町	江府町役場本庁舎 (2階多目的室)	19:00	20:00	20:45	19:00	20:00	22:00

**第 26 回参議院議員通常選挙  
各市町村選管開票予定時刻表（時系列順）**

速報受信 予定時刻	投票速報		開票速報	
	選挙区	比例代表	選挙区	比例代表
19:00	江府	江府		
19:30	智頭、伯耆	智頭、伯耆		
19:50	琴浦、日野	琴浦、日野		
20:00	岩美、大山、日南	岩美、大山、日南		
20:10	日吉津	日吉津		
20:20	南部	南部		
20:30	定①			
20:40	境港	境港		
20:45	三朝、北栄	三朝	江府	
20:50	八頭	八頭、北栄		
21:00	定② 若桜、湯梨浜	若桜	岩美、日吉津、日野	
21:05		湯梨浜		
21:10	倉吉	倉吉		
21:15	米子	米子		
21:20			智頭、琴浦	
21:30	定③		定① 鳥取(1)、米子(1)、 倉吉(1)、境港(1)、 伯耆、日南	
21:45	確定 鳥取	確定 鳥取	南部	
22:00			定② 鳥取(2)、米子(2)、 倉吉(2)、境港(2)、 大山	江府
22:15			若桜、三朝	
22:30			定③ 鳥取(3)、米子(3)、 倉吉(3)、境港(確)、 湯梨浜、北栄	伯耆
22:40			倉吉(確)	
22:50			八頭	
23:00			定④ 鳥取(確)	定① 岩美、智頭、三朝、 湯梨浜、琴浦、 日吉津、大山、日野
23:15			確定 米子(確)	南部
23:30				日南
0:00				定② 北栄
0:30				倉吉、境港
0:40				若桜
1:00				定③
1:30				米子、八頭
2:00				確定 鳥取

※各市町村から事前に報告のあった速報予定時刻に基づく。

## エ 第26回参議院議員通常選挙投票・開票状況の合同選管発表について

令和4年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）の投票・開票状況について、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会による公表は、次のとおり行われる。

### 1 投票状況の公表

#### (1) 推定投票率

ア 推定投票率は、次の市町村における標準的な投票区を抽出して推定する。

鳥取県	島根県
鳥取市	松江市
米子市	浜田市
倉吉市	出雲市
境港市	益田市
岩美町	大田市
八頭町	安来市
琴浦町	江津市
大山町	雲南市
日南町	

#### イ 公表の時間及び方法

公表時間	公表方法
10時、11時、14時、16時、18時、19時30分現在の推定投票率（計6回）	1) 合同選管より、合区計集計表をメール送信（Excel形式）※希望社のみ 2) 鳥取県選管より、合区計集計表を県政記者室に提供（紙） 3) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 4) 公式ウェブサイト（以下「HP」という。）に掲載（更新）

※公表時間の取扱いは次のとおりとする。

〔合同選管：10時00分現在を10時20分までに公表。以後同様。〕

#### ウ 算定方法

##### (ア) 期日前投票の取扱い

期日前投票者数については、10時の公表時点から推定に加える（以降の公表時も同様とする。）。

##### (イ) 不在者投票の取扱い

不在者投票者数については、この算定から除外する。

#### (2) 確定投票率

公表時間	公表方法
最終確定時	1) 合同選管より、合区計集計表をメール送信（Excel形式）※希望社のみ 2) 鳥取県選管より、合区計集計表を県政記者室に提供（紙） 3) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 4) HPに掲載（更新）

### 2 開票状況の公表

区分	公表時間	公表方法
中間開票状況	21時30分から30分おき	1) 合同選管より、合区計集計表をメール送信（Excel形式）※希望社のみ 2) 鳥取県選管より、合区計集計表を県政記者室に提供（紙）
確定開票結果	最終確定時	3) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 4) HPに掲載（更新）

※公表時間の取扱いは次のとおりとする。

〔合同選管：21時30分現在を21時50分までに公表。以後同様。〕

公表内容
①21時30分のみ：「確定した市町村の候補者別得票数」＋「鳥取県4市の候補者別中間得票数」
②22時00分から：「確定した市町村の候補者別得票数」＋「鳥取県4市及び島根県8市の候補者別中間得票数」

### 3 その他（当日有権者数（合区計・推計）の公表）

公表時間	公表方法
12時20分	1) 合同選管より、合区計集計表をメール送信（Excel形式）※希望社のみ 2) 鳥取県選管より、合区計集計表を県政記者室に提供（紙） 3) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 4) HPに掲載（更新）

※投票開始前の当日有権者数の推計である。なお、当日有権者数は、投票が終了するまで確定しない。

(3) 第26回参議院議員通常選挙投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委員長 大口 久志  
 委員長職務代理者 藤村 実千子  
 委員 金田 和寿  
 委員 山根 勝

1 組織及び分担

係名・人数	分 担 事 務	担 当 者
総 指 揮 (1)	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	野口事務局長
指 導 係 (4)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。 併せて、電子メール等により国への報告を行う。	宮本次長、進藤係長、三谷、福井
調 整 係 (2+兼2)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行うとともに、無効投票速報の受信状況を確認し、市町村との連絡調整を行う。	小寺次長、宮本次長、進藤係長、嶋本
推定投票率係 (2+兼6)	速報投票区から投票速報を受信し、県内の投票率を推定する事務を処理する。 推定投票率のホームページへの掲出等を行う。	総括 宮本次長 電話・FAX送信担当 井崎(文政)、高橋(県民参画) 集計・HP担当 嶋本、田中(+福井) 合区端末担当 滝本 県端末担当(中央選管メール送信担当) 三谷、福井
電 算 係 (10+兼1)	投票速報及び開票速報の受信確認、データ保存、公表用帳票印刷に関する電算処理を行う。 また、市町村がオンライン報告できない場合の代行入力処理を行う。 さらに、投票速報及び開票速報の集計及び合区選管又は中央選管への報告を行う。 電子メールによる投票速報及び開票速報及びHPでの公表に関する事務を処理する。	代行端末担当 第1班 谷岡、田栗 第2班 清水、高橋 第3班 若原、中住 県端末担当 島谷、福井 合区端末担当 滝本 メール送信・HP担当 (メール) 片山(県民参画) (HP) 長谷川(地域交通)
発 表 係 (5+兼1)	県政記者室における投票速報及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	記者室 野口事務局長 印刷配布・FAX送信担当 溝内、安養寺、田中、北村、長砂
総 務 係 (兼4)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	小寺次長、安養寺、田中、高橋

2 各係の事務処理要領（指導係及び総務係を除く。）

**推定投票率係**

◎推定投票率は、選挙区選挙について、速報投票区の投票状況により推定するものである。

(1) 電話区分等

速報投票区からの投票速報を聴取する場合の電話の区分等は、次のとおりである。

市町村	速報投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	発信電話番号	担当者
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校校体育館			0857-26-7169	井崎
米子市	第8投票区	米子市児童文化センター			〃 26-7169	〃
倉吉市	第5投票区	西郷小学校校体育館			〃 26-7169	〃
境港市	第1投票区	境港市渡公民館			〃 26-7169	〃
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所			〃 26-7170	高橋
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター			〃 26-7170	〃
琴浦町	第11投票区	赤碕地区公民館			〃 26-7170	〃
大山町	中山第3投票区	中山農村環境改善センター			〃 26-7170	〃
日南町	第2投票区	日南町役場			〃 26-7170	〃

※大山町は午後6時まで。岩美町、琴浦町及び日南町は午後7時まで。

(2) 予行通話

投票日の当日午前8時30分に予行通話を行う（県から発信する。）。

(3) 報告時刻

投票日当日の次の時刻である（速報投票区においては、それぞれの時刻の10分前の数字を報告する。）。  
9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時  
（計13回）

(4) 電話聞き取り・DB入力 **電話担当**

県から各速報投票区へ電話をかけて投票者数を聞き取り、推定投票率集計DBに記入すること。

**【9時のみの処理】**

- 9時の報告を受ける際には、次の事項を行うこと。
- ・期日前投票者数が含まれていることの確認
- ・不在者投票者数及び在外投票者数は除外していることの確認
- ・当日有権者数（男・女）、期日前投票者数（男・女）、天気の開き取り ⇒DB入力

**【電話聞き取りマニュアル】略**

(5) htmファイルの作成 **集計担当** 略

(6) 推定投票率（鳥取県分）の公表 **FAX送信担当**

公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室BizFAXによるファクシミリ送信により行い、公表時刻（時点）は、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分及び20時とする。

なお、県政記者室BizFAXに登録されていない報道機関に対しては、文化財課内ファクシミリにより送信する。

(7) 推定投票率（鳥取県分）の島根県選管への送信 **合区端末担当、FAX送信担当**

聞き取りにより集計した推定投票率を、**合区端末及びファクシミリ【0852-26-4580】**により島根県選管に送信する。

なお、送信に当たっては、データ入力後、画面上で必ず読み合わせ確認を行う。

- 第1回 10時現在：10時10分までに入力、画面上で読み合わせ後速やかに送信
- 第2回 11時現在：11時10分までに 〃
- 第3回 14時現在：14時10分までに 〃
- 第4回 16時現在：16時10分までに 〃
- 第5回 18時現在：18時10分までに 〃
- 第6回 19時30分現在：19時40分までに 〃

(8) 推定投票率（合区分）の島根県選管からの受信 **合区端末担当**

合区端末により島根県選管から合区分の推定投票率を受信する。

- 第1回 10時現在：10時20分までに受信
- 第2回 11時現在：11時20分までに受信
- 第3回 14時現在：14時20分までに受信
- 第4回 16時現在：16時20分までに受信
- 第5回 18時現在：18時20分までに受信

第6回 19時30分現在：19時50分までに受信

- (9) 推定投票率（合区分）の公表 **FAX送信担当**  
 公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室BizFAXによりファクシミリ送信をすることで行う。  
 資料提供はA4判で行い、19部用意する。BizFAX送信用に原稿も持参する。  
 公表時点は、10時、11時、14時、16時、18時及び19時30分とする。  
 公表時刻は、公表時点の20分後とする。
- (10) 中間投票状況（鳥取県分）の報告（中央選管への報告：計6回） **県端末担当**  
 聞き取りにより集計した推定投票率を、県端末により中央選管に報告する。  
 報告に当たっては、データ入力後、帳票を打ち出し、読み合わせ確認を必ず行う。  
 第1回 10時現在：10時50分までに入力、帳票打ち出し及び読み合わせ後送信（11時期限）  
 第2回 11時現在：11時50分までに ”（12時期限）  
 第3回 14時現在：14時50分までに ”（15時期限）  
 第4回 16時現在：16時50分までに ”（17時期限）  
 第5回 18時現在：18時50分までに ”（19時期限）  
 第6回 19時30分現在：20時20分までに ”（20時30分期限）
- (11) HPへの掲示 **HP担当** 略

【図1、図2】 略

**投開票速報 総論**

○公表時間・内容

	区分	市町村別個票	県計集計表
投票結果	選挙区	最終確定時	20時30分から30分おき＋最終確定時
	比例代表	最終確定時	最終確定時
開票結果	選挙区	着信の都度 ※中間報は21時30分から30分おき	21時30分から30分おき＋最終確定時
	比例代表	着信の都度	23時00分から1時間おき＋最終確定時

【図3】 略

**電算係**

- (1) 投票及び開票速報の市町村からの報告は、次のとおりである。
- ア 投票速報  
選挙区、比例代表とも集計が終了した後 ※選挙区選挙、比例代表選挙の順に行う。
  - イ 開票速報
    - ・選挙区……集計を終了した後にを行う確定報と、4市のみは開票の中間の状況を報告する中間報（開票率ゼロでも報告が必要）の2種類がある。
    - ・比例代表……各市町村が開票を終了した後にを行う確定報のみ。

(2) 作業内容

**【代行端末担当】**

**ア 通常処理**

(ア) 作業分担

担当	作業内容
第1班	担当市町村のCSVファイルの保存、県集計CSVファイルの保存
第2班	担当市町村のCSVファイルの保存
第3班	集計Excelファイルの保存・印刷、市町村別個票（比例代表）のCSVファイルの確認、市町村のオンライン不通時の代行入力

(イ) 受信確認

市町村からの報告メールの受信は、次の区分で代行端末1及び代行端末2で受信する。  
 第1班及び第2班は、定期的に「すべてのフォルダを送受信」のボタンを押し、市町村からのメールを受信したら、「〇〇市（町村）、選挙区（比例代表）、投票（開票）結果（中間）、受信しました。」と発声し、県端末担当に受信データの確認を依頼する。 ※調整係が自動受信の設定を手動受信に変更しておく。  
 県端末担当のデータ確認済の発声を待って、次の受信確認の発声を行うこと。

担当	受信する担当市町村
第1班	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町（8団体）
第2班	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町（11団体）

(ウ) USBメモリへのデータ保存

受信確認したメールに添付されているファイルは、自動的にサーバ（G:\INPUTCSV）に保存される。  
開票結果（中間報・確定報）の場合は、主査が該当するファイルを次のおとりUSBメモリに保存する。

**【USBメモリへの保存方法】**

- ① USBメモリには、「1」、「2」、「3」…という名称のフォルダが予め設定されている。
- ② 「済」と書かれていない最も小さな数字のフォルダに保存する。その時に保存するファイルが複数ある場合は、全てのファイルを1つのフォルダに保存する。
- ③ フォルダ名に「1済」、「2済」…と「済」を追記する。

名前	更新日時	種類
01済	2022/04/26 11:19	ファイルフォ
02済	2022/04/26 11:19	ファイルフォ
03済	2022/04/26 11:19	ファイルフォ
04	2022/04/26 11:19	ファイルフォ
05	2022/04/26 11:19	ファイルフォ

保存完了後、主査が「〇〇市（町村）、選挙区（比例代表）、開票結果（中間）、CSV、フォルダ名を修正の上、保存します。⇒保存しました。」と発声する。副査は、処理確認票を記入し、USBメモリと処理確認票を一緒にメール送信係に回付する。

(エ) 作業順

- ・原則として到着時期の早いものから順に処理を行うものとするが、既に投票結果を受信している市町村の開票結果については、他市町村の投票結果に優先して保存作業を行うこと。
- ・また、訂正報及び4市中間報については、特に優先処理する必要がある。

**イ 訂正報**

(ア) 第1班及び第2班は、訂正報がある旨の調整係の発声を聞いたときは、その後該当市町村から送信されるメールに留意し、訂正報を受信したときは、「〇〇市（町村）、選挙区（比例代表）、投票（開票）結果、訂正報、受信しました。」と発声する。

(イ) 県端末担当から訂正報処理確認票の回付を受けたときは、開票結果の訂正の場合、ファイルをUSBメモリに保存する。

**ウ オンライン不通時**

(ア) 市町村でデータ入力や通信ができないとき、市町村の代わりに県の代行端末でデータを入力する。

(イ) 代行入力用端末は、代行端末3とする。ただし、各代行端末のデータ受信状況を勘案して、調整係が指示する。

(ウ) 代行入力を行う第3班は、調整係の発声を受けて、操作説明書に従い該当市町村の代行入力環境を作成し、完了後、「〇〇市（町村）、代行入力準備完了しました。」と発声する。そして、調整係から回付されたファクシミリにより入力する。この場合、1名が読み上げ、1名が入力することとし、入力後に印刷して、2名で確認（入力確認）する。

- ・保存は入力確認を行った上で行う。
- ・保存作業は、「C:\¥Senkyo¥SenkyoData¥（代行入力する市町村名）」の下の各データ種類フォルダ内にある最新の履歴番号ファイルを県サーバの「G:\INPUTCSV」に複写することによって行う。
- ・作業終了後、「〇〇市（町村）、選挙区（比例代表）、投票（開票）結果（中間）、代行入力しました。」と発声し、県端末担当にデータ内容確認を指示する。

**【図4】 略**

**エ 定時公表及び最終確定時の公表用帳票等の作成（第3班）**

(ア) 作成又は印刷を行う帳票は、次のとおりとする。

i 速報受信時に随時作成するもの

区分	内容	備考
CSV ファイル	①選挙区開票状況（市別）CSV	
	②選挙区開票結果（市町村別）CSV	
	③比例代表開票結果（市町村別）CSV	

ii 公表時間に合わせて作成・印刷するもの

区分	内容	印刷	備考
CSV ファイル	①選挙区投票結果（県計）CSV	—	
	②選挙区投票結果（市町村別）CSV（19団体分セット）	—	全市町村確定時のみ
	③選挙区開票状況（県計）CSV	—	
	④選挙区開票結果（県計）CSV	—	全市町村確定時のみ
	⑤比例代表投票結果（県計）CSV	—	全市町村確定時のみ
	⑥比例代表投票結果（市町村別）CSV（19団体分セット）	—	全市町村確定時のみ
	⑦比例代表開票結果（県計）CSV	—	
Excel ファイル	①選挙区投票結果（国内＋在外）、（国内）、（在外） [選挙区・様式1-1、1-2、1-3]	○	・発表時間を入力 ・選管名を修正 ・島根県計を削除 ・合同選挙区計を削除
	②比例代表投票結果（国内＋在外）、（国内）、（在外）	○	・発表時間を入力



	[比例・様式1-1、1-2、1-3]		
	③選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧） [選挙区・様式2]	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表時間を入力</li> <li>・選管名を修正</li> <li>・島根県計を削除</li> <li>・合同選挙区計を削除</li> </ul>
	④選挙区開票結果（開票区別投票総数） [選挙区・様式3]	確定時のみ	全市町村確定時のみ <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表時間を入力</li> <li>・選管名を修正</li> <li>・島根県計を削除</li> <li>・合同選挙区計を削除</li> </ul>
	⑤比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧） [比例・様式2、3、4]	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表時間を入力</li> </ul>
	⑥比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数） [比例・様式5、6]	○	全市町村確定時のみ <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表時間を入力</li> </ul>

(イ) 調整係の指示に従い、投票及び開票結果の時間別公表時刻（比例代表の開票結果については、10分前）に作業を一旦中断（調整係から声がかかるまで、「すべてのフォルダの送受信」ボタンは押さない）し、県計ファイルの保存及び帳票の印刷を行う。

（なお、市町村個票保存作業中に集計指示が出た場合には市町村個票保存作業を継続後、県計ファイルの保存及び帳票の印刷を行う。）

- ・ 県集計表の帳票は、原則として第1班が**CSVファイル**をUSBメモリに**保存**する。第3班が**Excelファイル**をUSBメモリに**保存し、印刷**する。
- ・ USBメモリに保存した際には、「**選挙区（比例代表）、投票（開票）結果、〇〇時〇〇分（〇〇時〇〇分全確定）、県集計CSV（Excel）、フォルダ名を変更の上、保存します。（保存しました。）**」と発声する。
- ・ 印刷作業を行った際には、「**選挙区（比例代表）、投票（開票）結果、〇〇時〇〇分（〇〇時〇〇分全確定）、県集計Excel、印刷します。（印刷しました。）**」と発声する。
- ・ 保存したUSBメモリ及びチェック記入した処理確認票は、合区端末担当又はメール送信担当に回付。

(ウ) Excelファイルを作成する際には、必ず事前に次のとおり編集作業を行い、保存し直す。

<b>【ファイル編集作業】</b>	
a 全ての帳票で必ず行う作業	
発表時間を入力する。	時 分発表
b 選挙区選挙の帳票のみ必ず行う作業	※↓「・島根県合同」を削除。
・ 選管名を「鳥取県選挙管理委員会」へ修正する。	鳥取県→ <del>鳥根県</del> 合同選挙管理委員会
・ 「島根県計」「合同選挙区計」の集計欄を行ごと削除する。	

(エ) Excelファイルを開いたまま、印刷する。

#### エ 市町村別CSVファイルの内容確認（第3班）

作業の流れは県端末担当の「ア 通常処理」又は「イ 訂正報」に記載のとおり。担当は比例代表。

## 【県端末担当】

### ア 通常処理

- (ア) 代行端末担当第1班及び第2班の発声によりメールの受信確認が判明したら、県サーバ画面上で、当日有権者数の確認、用意した前回の投票者数との比較を行い、受信したデータに異常がないか確認する。異常がなければ、「〇〇市(町村)、選挙区(比例代表)、投票(開票)結果(中間)、確認しました。」と発声する。(担当：県端末担当は選挙区、代行端末担当3班は比例代表)
- (イ) データの異常が発生した場合は、「〇〇市(町村)、選挙区(比例代表)、投票(開票)結果(中間)、**ファイル異常があります。**」と発声し、市町村連絡票を調整係に回付し、調整係が市町村選管に連絡して内容を確認する。なお、この場合、代行端末担当のデータ保存作業等は中断しない。

#### 【データの確認項目】

##### 1 投票結果

- ① 投開票日前日の推計当日有権者数(国内+在外)と送信された数値を確認する。  
・ 前日推計より多い場合は、指導係を呼び判断を依頼。⇒指導係が市町村選管へ確認  
・ 前日推計より少ない場合は、死亡によるもの等が考えられるが、市部で2桁減、町村で5人以上減の場合は、指導係に判断を依頼
- ② 投票者数(在外+国内)を別添表に書き出した上で前回実績と確認し、大幅な増減(桁が異なる、等)がないか確認。疑義があれば指導係に判断を依頼。

##### 2 開票結果

- ① 持ち帰り票の数を確認する。2桁ある場合は、指導係を呼び判断を依頼。  
② 投票者総数が投票結果の際に書き出した投票者数と一致するか確認。

### イ 訂正報

- (ア) 訂正報が入ったときは、調整係が「〇〇市(町村)、選挙区(比例代表)、投票(開票)結果(中間)、**訂正報入ります。作業中断してください。**」と発声するので、調整係から回付された当該市町村の訂正前ファクシミリ受信票とサーバ上の当該市町村のデータを確認した上で、「〇〇市(町村)、選挙区(比例代表)投票(開票)結果(中間)、送信前データとファクシミリが一致しています。」と発声する。
- (イ) 調整係は、当該市町村にメール送信を指示する。
- (ウ) 当該市町村からメールを受信したら、代行端末担当は「〇〇市(町村)、選挙区(比例代表)、投票(開票)結果(中間)、**訂正報受信しました。**」と発声する。
- (エ) 調整係から訂正報連絡票が回付されてくるので、県サーバ画面上で、調整係から回付された訂正後のファクシミリ受信票と読み合わせ確認した上で、「〇〇市(町村)、選挙(比例)、投票(開票)結果(中間)、**訂正確認しました。**」と発声して、訂正報連絡票を代行端末担当に回付する。内容が一致していなければ、調整係に連絡し、市町村選管への確認を求める。

### ウ 集計作業

#### 中央選管への報告

- (ア) 中央選管への定時報告時刻は、次のとおり。  
・ 投票速報 選挙区選挙・・・**確定次第**  
 比例代表選挙・・・**確定次第**  
・ 開票速報 選挙区選挙・・・**確定次第**  
 比例代表選挙・・・**23時から1時間おき(定時の5分前には送信する。)**  
※報告は、報告用ファイルを県端末で作成・送信することにより行う。

- (イ) 作成するファイルは、次のとおりである。

区分	様式名
選挙区投票結果((国内+在外)、(国内)、(在外))	選挙区・様式1-1、1-2、1-3
比例代表投票結果((国内+在外)、(国内)、(在外))	比例・様式1-1、1-2、1-3
選挙区開票結果(候補者別開票区別得票数一覧)	選挙区・様式2
選挙区開票結果(開票区別投票総数)	選挙区・様式3
比例代表開票状況(総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧)	比例・様式2、3、4
比例代表開票結果(名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数)	比例・様式5、6

- (ウ) 中央選管への定時報告の発声・処理  
・ 調整係の指示により、県サーバで集計し、「**選挙区(比例代表)、投票(開票)結果、〇〇時〇〇分(〇〇時〇〇分全確定)、集計しました。**」と発声し、県サーバで集計作業を行った後、県端末で国に報告するためのファイルを作成する(「データ取込」ボタンで自動集計可)。

**【（注意）「選挙区開票結果」の集計方法】**

- ①調整係から「選挙区開票結果」の集計指示が来る
  - ②「選挙区開票状況」を起動し、『実行』を押下（ここでは、まだ「集計しました」の発声をしない。）
  - ③「選挙区開票状況」を終了
  - ④「選挙区開票結果」のアイコンを起動して『実行』を押下（ここで「集計しました」と発声する。）
- ※システム上、「選挙区開票結果」の集計処理が一発ではうまく機能しない。

・そして、チェックリストを印刷し、内容を確認した上で、中央選管に送信する。送信完了後、「**選挙区（比例代表）、投票（開票）結果、〇〇時〇〇分（〇〇時〇〇分全確定）、中央選管に送信しました。**」と発声する。送信済のチェックリストを打ち出し、送信時刻を朱書きして、県端末担当の籠に保管する。

**【中央選管への送信のタイミング】**

- ・比例代表の中間報：県集計ファイルを集計した後、その流れで中央選管に送信（定時の5分前まで）
- ・それ以外：メール送信担当が報道機関にメール送信した後に送信

**定時公表（報道機関への発表）**

（ア）定時公表の時間は次のとおりである。

- ・投票速報 選挙区選挙……………**20時30分から30分おき**に公表  
比例代表選挙……………**投票結果がまとまり次第（最終確定時）、公表**
- ・開票速報 選挙区選挙……………**21時30分から30分おき及び最終確定時**に公表  
比例代表選挙……………**23時から1時間おき及び最終確定時**に公表

（イ）定時公表の発声・処理

- ・県端末担当は、定時処理する場合は、県サーバで集計し、「**選挙区（比例代表）、投票（開票）結果、〇〇時〇〇分、集計しました。**」と発声し、処理確認票にチェック記入して代行端末担当に回付する。

**【合区端末担当】**

ア 選挙区の最終確定時の島根県選管への電話連絡

（ア）調整係が選挙区の投票又は開票結果が全て確定し、確定時刻をアナウンスした場合、合区端末担当は、島根県選管に電話し、確定時刻を伝える。

**「鳥取県、選挙区の投票結果、最終確定しました。確定時刻は〇〇時〇〇分です。これからデータ送信を行います」**

（イ）県端末担当が、中央選管にデータ送信した後は、島根県選管に電話し、その旨を報告する。

**「鳥取県、選挙区の投票結果を、中央選管にデータ送信しました」**

イ 県集計結果の島根県選管への転送

（ア）代行端末担当からUSBメモリの回付を受けたときは、ファイル名により内容を確認し、次の（イ）に該当する場合を除き、直ちにメール送信係へ回付する。

（イ）USBメモリの内容が次のものである場合は、「**選挙区、投票（開票）結果（状況）、〇〇時〇〇分（〇〇時〇〇分全確定）、Excelファイル、合区端末から転送します。**」と発声し、当該のExcelファイルを合区システムから島根県選管へ転送する。

区分	内容	備考
Excel ファイル	①選挙区投票結果 〔(国内+在外)、(国内)、(在外)、(選挙区・様式1-1、1-2、1-3)〕	全市町村確定時のみ
	②選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧） 〔選挙区・様式2〕	
	③選挙区開票結果（開票区別投票総数） 〔選挙区・様式3〕	全市町村確定時のみ

（ウ）転送が完了したときは、「**転送しました。**」と発声し、USBメモリ及びチェック記入した処理確認票は、メール送信係に回付する。

ウ 合区集計結果の受信及び印刷

（ア）上記イにより合区システムから島根県選管にデータを送信したときは、送信から10分後を目途に、合区集計結果を受信する。

（イ）島根県選管から集計結果（Excelファイル）を合区システムで受信したときは、そのまま合区システム上で受信ファイルを開き、データに異常がないことを確認する。異常がなければ、プリンターで帳票を印刷し、次のとおり発声する。

- ・「**合区、最終確定〇〇時〇〇分、投票者数速報（の訂正）、印刷します。**」
- ・「**合区、〇〇時〇〇分時点、中間得票数速報、印刷します。**」
- ・「**合区、最終確定、得票数速報（の訂正）、印刷します。**」

（ウ）発表係が帳票を引き取った後、作業を再開する。

## メール送信担当

- ・メール送信係の使用するPCは、かつては各課1台配備のインターネット接続系のPCを使用していたが、外部へのメール送信を仮想空間上で行う必要がなくなったため、職員のPCを使用する。
- ・メール送信は、県選管のメールで行うこと。

### (1) 市町村個票（投票結果、開票状況・結果）の公表

①送信用メールを予めドラフト保存により準備しておく。

①（開票結果のみ合区端末担当経由で）代行端末担当から市町村個票のUSBメモリと処理確認票を受ける。

#### 【送信対象のデータ（CSVファイル）】

区分	内容	備考
投票	①選挙区投票結果（市町村別）CSV（19団体分セット）	全市町村確定時のみ
	②比例代表投票結果（市町村別）CSV（19団体分セット）	
開票	①選挙区開票状況（市別）CSV	随時
	②選挙区開票結果（市町村別）CSV	
	③比例代表開票結果（市町村別）CSV	

②事前に登録された各報道機関のアドレス宛に、次表のとおり件名及び本文を設定し、BCCでメール送信する（BCCにHP担当の個人アドレスを入れること。）。

区分	件名	本文	ファイル名
投票	通常 選挙区（又は比例代表）投票結果（19市町村）（確定）CSV	「CSV」	ASTRI_31*****_01.CSV AHTRI_31*****_01.CSV
	訂正報 選挙区（又は比例代表）投票結果（●●市町村）（確定）【訂正（○）】CSV ※○は回数。訂正団体のみ。	「CSV」+訂正個所、訂正前・後の数字、訂正理由	ASTRI_31*****_02.CSV AHTRI_31*****_02.CSV ※訂正1回目の場合
開票	通常 【中間報】 ※○は回数 選挙区 開票状況（●●市）第○回（中間）CSV 【確定報】 選挙区（又は比例代表）開票結果（●●市町村）（確定）CSV	「CSV」	【中間報】 ASKCI_31*****_○.CSV 【確定報】 ASKRI_31*****_01.CSV AHKRI_31*****_01.CSV
	訂正報 【確定報】 ※○は回数。 選挙区（又は比例代表）開票結果（●●市町村）（確定）【訂正（○）】CSV	「CSV」+訂正個所、訂正前・後の数字、訂正理由	ASKRI_31*****_02.CSV AHKRI_31*****_02.CSV ※訂正1回目の場合

### ③発声・処理

・投票：「（県集計表Excelファイルに）続けて、選挙区（比例代表）、投票結果、全市町村分CSV、まとめてメール送信します。」

・開票：「〇〇市（町村）、選挙区（比例代表）、開票結果（中間）、CSV、メール送信します。」と発声し、10秒程度待機の上送信し、「送信しました。」と発声する。

④使用済のUSBメモリを電算係に返却する。

### (2) 県集計表の公表

①送信用メールを予めドラフト保存により準備しておく。

① 定時公表及び最終確定時の発表は、合区端末担当経由で代行端末担当から次の県集計表を受ける。

#### 【送信対象のデータ（CSVファイル）】

区分	内容	備考
CSV ファイル	①選挙区投票結果（県計）CSV	
	②選挙区開票状況（県計）CSV	
	③選挙区開票結果（県計）CSV	全市町村確定時のみ
	④比例代表投票結果（県計）CSV	全市町村確定時のみ
	⑤比例代表開票結果（県計）CSV	
Excel ファイル	①選挙区投票結果（国内+在外）、（国内）、（在外） 【選挙区・様式1-1、1-2、1-3】	
	②比例代表投票結果（国内+在外）、（国内）、（在外） 【比例・様式1-1、1-2、1-3】	
	③選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）【選挙区・様式2】	
	④選挙区開票結果（開票区別投票総数）【選挙区・様式3】	全市町村確定時のみ
	⑤比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）【比例・様式2、3、4】	
	⑥比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）【比例・様式5、6】	全市町村確定時のみ

②データを保存したら、すぐにUSBメモリのみを電算係代行端末担当に返却する。

③事前に登録された各報道機関のアドレス宛に、次表のとおり件名及び本文を設定し、BCCでメール送信する（BCCにHP担当の個人アドレスを入れること）。

区分	件名	本文	ファイル名																
CSV ファイル	<b>【中間報】</b> 選挙区（又は比例代表） 投票（又は開票）状況** 時**分県計（中間）CSV  <b>【確定報】</b> 選挙区（又は比例代表） 投票（又は開票）結果 県 計（確定）CSV	「CSV」																	
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>【中間報】</th> <th>【確定報】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙区・投票</td> <td colspan="2">ASTRS_31_○.csv</td> </tr> <tr> <td>選挙区・開票</td> <td>ASKCS_31_○.csv</td> <td>ASKRS_31_01.csv</td> </tr> <tr> <td>比例・投票</td> <td colspan="2">AHTRS_31_01.csv</td> </tr> <tr> <td>比例・開票</td> <td colspan="2">AHKRS_31_○.csv</td> </tr> </tbody> </table>		【中間報】	【確定報】	選挙区・投票	ASTRS_31_○.csv		選挙区・開票	ASKCS_31_○.csv	ASKRS_31_01.csv	比例・投票	AHTRS_31_01.csv		比例・開票	AHKRS_31_○.csv	
				【中間報】	【確定報】														
			選挙区・投票	ASTRS_31_○.csv															
			選挙区・開票	ASKCS_31_○.csv	ASKRS_31_01.csv														
比例・投票	AHTRS_31_01.csv																		
比例・開票	AHKRS_31_○.csv																		
Excel ファイル	<b>【中間報】</b> 選挙区（又は比例代表） 投票（又は開票）状況** 時**分県計（中間） Excel  <b>【確定報】</b> 選挙区（又は比例代表） 投票（又は開票）結果 県 計（確定）Excel	「Excel」	<b>【中間報】</b> <b>選挙区・投票</b> 参議院選挙区投票結果(○).xls <b>選挙区・開票</b> 参議院選挙区選出議員選挙 開票状況（候補者別開票 区別得票数一覧）(○).xls <b>比例代表・開票</b> 参議院比例代表選出議員選挙 開票状況（総括表・得票 総数の開票別政党一覧・名簿登載者の得票総数の政党別一 覧）(○).xls ※3つのファイルを一度に送信																
			<b>【確定報】</b> <b>選挙区・投票</b> 参議院選挙区投票結果(○).xls <b>選挙区・開票</b> 参議院選挙区選出議員選挙 開票結果（候補者別開票区 別得票数一覧・開票別投票総数）.xls ※2つのファイルを一度に送信 <b>比例代表・投票</b> 参議院比例代表投票結果(1).xls <b>比例代表・開票</b> 参議院比例代表選出議員選挙 開票結果（総括表・得票 総数の開票別政党一覧・名簿登載者の得票総数の政党別一 覧・名簿登載者の得票総数の開票別一覧・開票別投票総 数）.xls ※5つのファイルを一度に送信																

#### ④発声・処理

「選挙区（比例代表）、投票（開票）結果、〇〇時〇〇分（〇〇時〇〇分全確定）、CSV（県集計エクセル）、メール送信します。」

と発声し、10秒程度待機の上送信し、「送信しました。」と発声の後、処理確認票にチェック記入して、HP担当に回付する。

#### （訂正報の場合）

●全市町村が確定した後に、訂正報があった場合の送信メールは、「選挙区（比例代表）投票（開票）結果（県計）（確定）【訂正（○）】」（○は、県集計表の訂正回数）とし、調整係から回付されたファクシミリ送信票で訂正内容を確認した上で、本文にファイルの種類（CSV・Excel）、訂正箇所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由を書き込んで送信する。市町村の開票結果の個票修正の場合も同様に行う。

（例）◇◇党得票数 205→105、○□党得票数 105→205 理由：入力ミス

●訂正報のメール送信についても、上記（2）②～④に準じて発声・処理を行う。

#### HP担当

・メール送信担当からBCCでメールを受け取る。メールに添付されたExcelのみをダウンロードし、ホームページを更新する。

※HP担当の対応が必要となるのは、定時報、確定報及び訂正報である。

・メール送信担当がメールを送信する際、HP担当が件名等の確認（ダブルチェック）を行う。

【図5、図6】 略

## 発表係

### (1) 通常処理 (単県分)

- ・発表は県政記者室で行い、提供する書類は全てA4判とする。
- ・発表するデータは次のとおりとする。

区分	様式
選挙区投票結果 ((国内+在外)、(国内)、(在外))	選挙区・様式1-1、1-2、1-3
比例代表投票結果 ((国内+在外)、(国内)、(在外))	比例・様式1-1、1-2、1-3
選挙区開票状況 (候補者別開票区別得票数一覧)	選挙区・様式2
選挙区開票結果 (開票区別得票総数)	選挙区・様式3
比例代表開票状況 (総括表)	比例・様式2
比例代表開票状況 (得票総数の開票区別政党等別一覧)	比例・様式3
比例代表開票状況 (名簿登載者の得票総数の政党別一覧)	比例・様式4
比例代表開票結果 (名簿登載者の得票総数の開票区別一覧)	比例・様式5
比例代表開票結果 (開票区別投票総数)	比例・様式6

#### ① 時間別投票速報 (県計集計表・投票結果 (中間))

ア 代行端末担当が「**選挙区 (比例代表) 投票結果 (の訂正) □□時□□分、県集計Excel、印刷します。**」と発声したら、プリンターへ行き、指導係が短時間で確認した後、帳票の打出しを受け取る。

イ 表の右上にある「時分発表」の空白の欄に時間を記入して、投票状況の場合にはさらに帳票の全てに「**中間報**」印を右肩に押し、訂正のある回示の場合は、訂正のある団体名の左側に「訂正 ○」と記入した上で、帳票を17部コピー機で複写し、原本1部とともに県政記者室に持ち込み、「**選挙区 (比例代表) 投票速報、□□時□□分です。(訂正箇所があります)**」と発声し、配付する。

(報道関係者用15部、広報課用1部、選管事務局長用1部+原本1部)

さらに、原本を使って(1枚目の左上に㊦と記入)、県政記者室内にあるBizFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化財課のファックスで送信する。

ウ 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。

#### ② 時間別投票速報 (県計集計表・投票結果 (確定))

ア 代行端末担当が「**選挙区 (比例代表) 投票結果、□□時□□分全確定、県集計Excel、印刷します。**」と発声したら、プリンターへ行き、指導係が短時間で確認した後、帳票の打出しを受け取る。

イ 全ての帳票の右肩に「**確定報**」印を押す。

ウ 選挙区選挙の場合、執務室内のファクシミリ機器から、島根県選管へファクシミリ送信を行い、次のとおり発声する。(比例代表の場合、島根県選管への送信は行わない。)

「**選挙区 投票結果、□□時□□分全確定、県集計、島根県へファクシミリ送信します。**」

エ 17部コピー機で複写し(配付する帳票が2枚以上になる場合には、左肩ホッチキス)、原本1部とともに県政記者室に持ち込んで、「**選挙区 (比例代表) 投票結果、□□時□□分全確定です。**」と発声して配付する(帳票が2枚以上になる場合には、全ての帳票に印を押す。)

なお、確定報後の訂正の場合は、帳票の全てに「**確定報**」印に加え「**訂正報**」印も右肩に押す。

エ さらに、原本を使って(1枚目の左上に㊦と記入)、県政記者室内にあるBizFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化財課のファックスで送信する。

オ 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。

#### ③ 時間別開票速報 (県計集計表・開票結果 (中間・確定))

ア 定時の開票速報については、上記(1)①と同様の処理を行う。

ただし、選挙区選挙については、帳票への押印 ⇒ 島根県選管へのファクシミリ送信(上記(1)②ウと同様) ⇒ 増刷の順で行う。なお、比例代表については、早め(毎時5分)の帳票印刷となる。

イ 開票結果が確定した場合は、上記(1)②と同様の処理を行う。

ただし、比例代表については、島根県選管へのファクシミリ送信は行わない。

※処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。

### (2) 通常処理 (合区分)

- ・発表は県政記者室で行い、提供する書類は全てA4判とする。
- ・発表するデータは次のとおりとする。

区分	様式
選挙区投票結果 ((国内+在外)、(国内)、(在外))	【合区投票結果集計】
選挙区開票状況 (候補者別得票数)	【合区中間開票状況】
選挙区開票結果 (候補者別得票数、無効投票数等)	【合区確定開票結果】

#### ① 投票結果 (合区投票結果集計) の場合 ※確定時のみ

ア 合区端末担当が「**合区、投票者数速報 (の訂正)、最終確定□□時□□分、印刷します。**」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打出しを引き取る。

イ (訂正のある場合は、訂正のある団体名の左側に「訂正 ○」と記入した上で、) 帳票を17部コピー機で複写し、原本とともに県政記者室に持ち込み、「合区、投票者数速報、〇〇時〇〇分最終確定、です。(訂正箇所があります)」と発声し、配付する。  
 (報道関係者用15部、広報課用1部、選管事務局長用1部+原本1部)  
 さらに、原本を使って、県政記者室内にあるBizFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化財課のファックスで送信する。  
 ウ 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。

② 開票状況(合区中間開票状況)の場合

ア 合区端末担当が「合区、〇〇時〇〇分、中間得票数速報、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打出しを引き取る。  
 イ 全ての帳票の右肩に「中間報」印を押す。  
 ウ 帳票を17部コピー機で複写し、原本とともに県政記者室に持ち込み、「合区、中間得票数速報、〇〇時〇〇分です。」と発声し、配付する。  
 (報道関係者用15部、広報課用1部、選管事務局長用1部+原本1部)  
 さらに、原本を使って(1枚目の左上に㊦と記入)、県政記者室内にあるBizFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化財課のファックスで送信する。  
 エ 記者室配付を終えて本部に戻ったら、原稿を時間順に整理しておく。

③ 開票結果(合区確定開票結果)の場合

ア 合区端末担当が「合区、得票数速報(の訂正)、最終確定、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打出しを引き取る。  
 イ 帳票を17部コピー機で複写し、配付する帳票が2枚以上になるので、ホッチキスで留めた上で、原本とともに県政記者室に持ち込み、「合区、得票数速報、最終確定です。(訂正箇所があります)」と発声し、配付する。  
 (報道関係者用15部、広報課用1部、選管事務局長用1部+原本1部)  
 さらに、原本を使って(1枚目の左上に㊦と記入)、県政記者室内にあるBizFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化財課のファックスで送信する。  
 ウ 記者室配付を終えて本部に戻ったら、原稿を時間順に整理しておく。

(3) 訂正報の処理

- ・訂正報の連絡があった場合、調整係と呼ばれるので、訂正市町村名、訂正する速報の別(投票又は開票)を確認する。調整係は、記者室で待機中の選管事務局長に「〇〇市(町村)、投票(開票)結果、訂正報入ります。」と第一報(電話:7700)を入れる。
- ・投票速報の場合は県集計の訂正時の定時確定処理時に、開票速報の場合は直ちに処理する。
- ・指導係から訂正理由の説明があった後、訂正報の作成に移る。

【処理手順】 ※訂正報の発表時期は、調整係の指示に従うこと。

①調整係から回付された訂正前・後のデータ入力票(市町村からは、メールでなくファクシミリ送信されたもの。訂正箇所に○印が記載されている。)を、↓所定様式(A3判)に貼り付け、訂正理由を記入する。

訂正報

市・町・村 選挙区 比例代表 投票・開票

訂正理由:

訂正後(正)	訂正前(誤)

問い合わせ先: 鳥取県選挙管理委員会 0857-24-7055/7061

(例)

令和元年7月21日執行

開票区名	選挙当日有権者数		
	男	女	計
鳥取市	29	57	86
米子市	15	43	58
倉吉市	8	13	21
境港市	2	6	8
岩美町	1	2	3
岩美郡	1	2	3
若狭町	1	0	1

- ② A3→A4判へ縮小して19部複写し、1部をメール送信担当に渡す。  
 ③ 17部と、原稿とする1部(計18部)を県政記者室へ持ち込み、選管事務局長に1部手交。

〈事務局長説明〉

- ・投票速報: 「選挙区(比例代表)〇〇時〇〇分投票結果の訂正です。△△町(市)に訂正があります。理由(原因)は、.....です。」
- ・開票速報: 「選挙区(比例代表)開票結果の訂正です。理由(原因)は、.....です。」

- ④ 15部を各社の箱へ配付し、1部を広報課の箱に入れる。  
 ⑤ 原稿(1枚目の左上に㊦と記入)でBizFAX送信を行う、  
 ⑥ 本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化財課のファックスで送信する。

※県集計表を一度でも公表した後の訂正の場合、訂正のある団体名の左側に「訂正 ○」と記入した県集計表も併せて公表する必要がある。(中間報であれば次回示に、確定後であれば即時に公表)

【全市町村確定後の場合】

- ・開票速報において、全市町村の確定後に訂正報が入った場合には、調整係の指示により、まずは報道機関あてに訂正報が入る旨の緊急連絡票を県政記者室のBizFAXにより一斉送信する。

【図6】 略

調整係

◎使用する電話及びファクシミリは下記のものとする。

◆電話	0857-26-7057
	0857-26-7580 (予備)
◆ファクシミリ	0857-26-8129

<速報の進捗管理及び市町村との連絡調整>

- ア 速報全体の進捗を管理し、県サーバ画面及びチェックリストにより、処理状況の把握を行う。
- イ 報道機関への報告時刻に、電算係に対して確定処理を指示する。
- ウ 報告の遅い市町村に対し、適宜督促を行う。

(1) 集計作業

ア 選挙区選挙

公表の定時となったら、「代行端末担当は新たなメールの受信をやめてください。」「〇〇時〇〇分現在（最終確定〇〇時〇〇分）、選挙区投票（開票）、状況（結果）、集計処理をしてください。」と発声し、電算係に集計処理開始を指示する。代行端末担当の保存、印刷が終わったら、「メールの受信を再開してください。」と発声して通常処理に戻す。

イ 比例代表

中央選管への定時報告の10分前となったら、「代行端末担当は新たなメールの受信をやめてください。」「〇〇時〇〇分現在（最終確定〇〇時〇〇分）、比例、投票（開票）、状況（結果）、集計処理をしてください。」と発声し、電算係に集計処理開始を指示する。代行端末担当の保存、印刷が終わったら、「メールの受信を再開してください。」と発声して通常処理に戻す。

なお、選挙区、比例代表のいずれも、代行端末担当から「市町村データ保存作業中です。」と発声があった場合には、市町村個票保存作業を優先させ、その後に改めて集計指示を行う。

(2) 県サーバ異常時

- ① 市町村から受信したメールの件名と添付ファイル名に不突合が生じるなどの理由により、県サーバで異常が確認されたら、県端末担当から市町村連絡票を受け取り、市町村委員会に電話で内容を確認し、処理方法を指示する。
- ② 市町村委員会への指示後は、市町村連絡票へ処理済である旨を記入し、処理確認票へホッチキスで添付し、県端末担当へ回付する。

(3) 訂正報の処理

ア 市町村から訂正報の電話があったときは、次のとおり処理する。

- ① 電話を切らずに「△△町（市・村）、選挙区（比例代表）、投票（開票）結果、訂正報入ります。△△町（市・村）に係る作業は中断してください。」と発声する。

※訂正に関係ない市町村の作業はできる限り止めない。

- ② 指導係及び発表係を呼ぶとともに、当該市町村データの処理状況（県サーバ等における処理状況）を確認する。また、指導係の確認を得た上で、発表係に第一報を行うことを指示する。
- ③ 引き続き、電話を切らずに、市町村の速報担当者に訂正前後のチェックリストをファクシミリで送信済であることを確認する。
- ④ 送信されたファクシミリを2部複写した上で、1部を県端末担当に回付し、訂正前データの確認を行ってもらおう。もう1部は訂正報作成用に発表係へ回付する。  
※県端末担当は、データ確認の間、代行端末担当の発声中止、発声再開の指示を行う。
- ⑤ 確認後そのまま電話を切らずに、訂正理由を確認する（難解な理由の場合は指導係に代わる。）。
- ⑥ 市町村から送られてきたファクシミリ送信票をもとに、市町村の速報担当者とデータ（誤りの部分、その修正に伴う合計欄）の読み合わせを行い、訂正内容を確認する。なお、市町村が訂正箇所には○印を付すことになっているが、漏れている場合は読み合わせをしながら○印を付す。
- ⑦ 市町村へ訂正後データの送信を指示する。受信後は、県端末担当にファクシミリと訂正後データの確認を行ってもらおう。
- ⑧ 代行端末担当がUSBメモリへの保存作業を終えた時点で通常処理に戻す（この時点で、市町村との電話を終了する。）。

イ 市町村は、ファクシミリを送信した後、速やかに電話連絡を行うこととなっているが、県がファクシミリを受信したにもかかわらず電話報告がない場合には、県から連絡することとし、前項と同様の内容を確認する。

ウ ファクシミリデータと送信されたファイルデータが一致しない旨県端末担当から報告があった場合には、



市町村に確認を行う。

なお、電話連絡を受けてから5分を経過しても代行端末でデータが受信できない場合には、市町村に督促し、速やかに送信できない理由を確認しておくこと。

エ 既に県計が確定した速報について、訂正報が入ったときは、発表係に報道各社への連絡を指示するとともに、訂正報のファクシミリを1部複写してメール送信係に回付する。

#### (4) オンライン不通時の処理

ア 市町村のオンラインが不通となったときは、第1報が電話（0857-26-7057、0857-26-7580）で入るので、

- ① 電話を切らずに「**速報システム不通。送信できない報告は、△△町（市・村）、選挙区（比例代表）、投票（開票）結果です。**」と発声する。
- ② 市町村の速報担当者に対して、オンライン復旧までの間は、ファクシミリ 0857-26-8129、電話 0857-26-7057、0857-26-7580により速報を行うことを指示し、「**△△町（市・村）、ファクシミリ送信指示しました。**」と発声する。

イ 既にファクシミリを受信している場合には、発受信者間でファクシミリデータを読み上げ確認し、最後に発信者、受信者の氏名を相互に呼称して記入する。

ウ 電話報告を受けた際にファクシミリを受信していない場合には、一旦電話を切り、電算係・県端末担当に口頭で連絡する。ファクシミリを受信後に、再度データ確認のため市町村の速報担当者に対し電話をかける。電話を受けてから5分を経過してもファクシミリが到着しない場合には、こちらから市町村に督促し、速やかにファクシミリ送信できない理由を確認すること。

エ ファクシミリの内容が確認された時は、代行端末担当第3班に回付する。

#### (5) 留意事項

訂正報を処理する場合の回示の考え方は、次のとおりである。

ア 中間、最終に関わらず、訂正報は次の回示での処理になる。

イ 訂正待ちの状態では回示確定時刻が到来した場合は、訂正報の到着を待たずに回示確定を行う。回示確定後、訂正報が到着すれば次回示での処理となる。

ウ 選挙毎の投票、開票のそれぞれの最終確定時には、調整係は、「**選挙区（比例代表）、投票（開票）結果、最終確定。確定時刻は□□時□□分。確定処理をしてください。**」と発声する。この発声を受け、県端末担当は処理確認票に確定時刻を入力して確定処理を行う。

### 指導係

調整係とともに投票の全体管理を行いつつ、投票に係る市町村からの照会に応じる。  
また、無効投票速報を確認したときは、選挙毎に市町村に対して解除連絡を行う。

#### (1) 無効投票速報を受け取った時

ア 市町村からの報告が届き次第、投票速報、開票速報が報告済であることを確認する。  
(投票速報が済んでいない場合、市町村に確認をとる。)

イ 県端末担当のチェックリスト等により速報の未受信が確認された時は、市町村に連絡し、データ送信を依頼するとともに、送信後に再度、無効投票内訳についてファクシミリを送信するように依頼する。

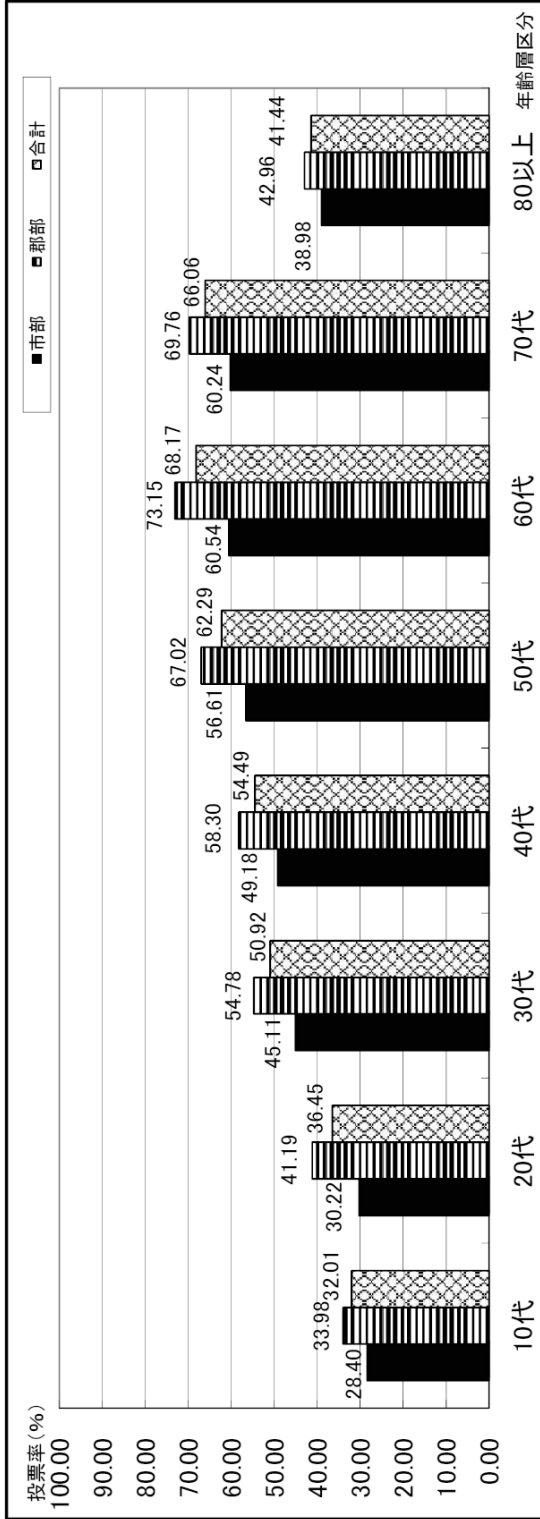
ウ 全ての作業の終了が確認され次第、選挙毎に市町村に対して解除連絡を行う。

# 5 参考資料

## (1) 年齢別投票率

第26回参議院議員通常選挙年齢別投票率(令和4年7月10日執行)(選挙区選挙)

抽出投票区数 19 有権者数 69.97% 65～69歳 最高 23.261% 65～69歳 最低 33.05%  
 男 10.970% 女 12.291% 18～19歳 最高 33.05% 18～19歳 最低 69.34%



年齢	市		町村		合計 A		前回(R1.7.21)選挙 B		比較(A-B)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
18～19	28.26	28.57	32.67	35.22	30.99	33.05	29.66	27.14	1.33	5.91
20～24	27.42	29.49	26.50	41.61	26.90	36.28	25.99	29.58	0.92	6.70
25～29	33.61	30.48	46.76	51.21	40.82	43.07	36.45	42.23	4.38	0.83
30～34	42.62	45.34	53.69	56.47	49.13	51.91	40.41	44.90	8.73	7.01
35～39	43.87	48.08	53.08	56.10	49.71	52.80	45.70	47.91	4.01	4.89
40～44	48.06	47.27	55.00	55.53	52.22	51.92	50.95	51.61	1.26	0.31
45～49	46.74	54.23	60.69	61.30	54.93	58.33	54.23	56.11	0.70	2.23
50～54	51.80	54.72	58.13	66.28	55.41	60.97	55.06	61.69	0.35	-0.72
55～59	58.56	61.17	68.69	75.78	63.87	69.10	67.23	66.09	-3.37	3.01
60～64	57.73	59.43	73.69	70.77	66.99	66.14	66.70	71.10	4.96	-2.30
65～69	62.40	62.63	74.68	73.29	69.97	69.34	70.41	70.38	-0.44	-1.05
70～74	60.00	62.86	70.63	72.84	66.86	68.98	65.66	68.71	-5.00	-2.13
75～79	62.89	55.24	65.71	67.22	64.55	62.21	65.66	68.71	-1.11	-6.50
80～	44.01	36.54	49.72	39.52	47.58	38.37	55.67	39.77	-8.09	-1.40
合計	50.09	49.93	59.46	59.06	55.67	55.33	55.90	55.22	-0.23	0.12
実際の投票率	46.14	45.58	58.17	57.25	49.27	48.61	50.27	49.72	-1.00	-1.11

(2) 被表彰者一覧 (総務大臣表彰)

大山町選挙管理委員会委員長 福永博昭、湯梨浜町選挙管理委員会委員長 本庄正志  
日吉津村明るい選挙推進協議会、伯耆町明るい選挙推進協議会

(3) 参議院選挙区選出議員選挙立候補者等一覧表 (第1回～第26回)

回数	選挙期日	候補者名	得票数	党派	当落
1	昭和 22 年 4 月 20 日	門田定蔵	83,742	日本社会党	当選(6年)
		田中信儀	76,912	諸派	当選(3年)
		山本鉄太郎	41,304	日本自由党	次点
2	昭和 25 年 6 月 4 日 (満了 5 月 2 日)	中田吉雄	131,376	無所属	当選
		徳安実蔵	95,731	自由党	次点
		福本和夫	26,508	日本共産党	
3	昭和 28 年 4 月 24 日 (満了 5 月 2 日)	三好英之	120,643	無所属	当選
		門田定蔵	66,053	日本社会党(左)	次点
		豊田収	38,388	無所属	
		山本義章	31,834	緑風会	
補欠	昭和 31 年 4 月 4 日	中田吉雄	127,509	日本社会党	当選
		坂口平兵衛	118,247	自由民主党	次点
		裏坂憲一	6,178	日本共産党	
4	昭和 31 年 7 月 8 日 (満了 6 月 3 日)	仲原善一	148,501	自由民主党	当選
		河崎巖	100,302	日本社会党	次点
		安田勝栄	-	日本共産党	
5	昭和 34 年 6 月 2 日 (満了 5 月 2 日)	中田吉雄	117,991	日本社会党	当選
		宮崎正雄	117,952	自由民主党	次点
		米原昶	15,175	日本共産党	
		小田スエ	4,984	人遵主義政治連盟	
6	昭和 37 年 7 月 1 日 (満了 7 月 7 日)	仲原善一	147,978	自由民主党	当選
		武部文	118,258	日本社会党	次点
		石尾実	7,516	日本共産党	
7	昭和 40 年 7 月 4 日 (満了 6 月 1 日)	宮崎正雄	137,780	自由民主党	当選
		広田幸一	127,456	日本社会党	次点
		裏坂憲一	9,086	日本共産党	
8	昭和 43 年 7 月 7 日 (満了 7 月 7 日)	足鹿覚	154,933	日本社会党	当選
		仲原善一	136,470	自由民主党	次点
		米村健	8,680	日本共産党	
9	昭和 46 年 6 月 27 日 (満了 7 月 3 日)	宮崎正雄	141,455	自由民主党	当選
		野坂浩賢	122,372	日本社会党	次点
		裏坂憲一	16,372	日本共産党	
		和田実治	6,535	民社党	
10	昭和 49 年 7 月 7 日 (満了 7 月 7 日)	石破二郎	192,120	自由民主党	当選
		北尾才智	126,999	日本社会党	次点
		裏坂憲一	15,575	日本共産党	
11	昭和 52 年 7 月 10 日 (満了 7 月 3 日)	広田幸一	159,866	日本社会党	当選
		土谷栄一	154,625	自由民主党	次点
		川西基次	19,995	日本共産党	
12	昭和 55 年 6 月 22 日 (満了 7 月 7 日)	石破二郎	209,025	自由民主党	当選
		新見修	107,996	日本社会党	次点
		保田睦美	18,176	日本共産党	

回数	選挙期日	候補者名	得票数	党派	当落
補欠	昭和 56 年 11 月 1 日	小林国司	166,839	自由民主党	当選 次点
		新見修	113,480	日本社会党	
		保田睦美	14,551	日本共産党	
1 3	昭和 58 年 6 月 26 日 (満了 7 月 9 日)	西村尚治	160,242	自由民主党	当選 次点
		広田幸一	152,043	日本社会党	
		牛尾甫	13,656	日本共産党	
1 4	昭和 61 年 7 月 6 日 (満了 7 月 7 日)	坂野重信	190,141	自由民主党	当選 次点
		吉田達男	145,126	日本社会党	
		宅野亮介	18,281	日本共産党	
1 5	平成元年 7 月 23 日 (満了 7 月 9 日)	吉田達男	180,123	無所属	当選 次点
		西村尚治	154,766	自由民主党	
		宅野亮介	14,764	日本共産党	
1 6	平成 4 年 7 月 26 日 (満了 7 月 7 日)	坂野重信	180,007	自由民主党	当選 次点
		加茂篤代	88,937	無所属	
		佐々木康子	18,278	日本共産党	
		中西豊明	11,250	無所属	
1 7	平成 7 年 7 月 23 日 (満了 7 月 22 日)	常田享詳	106,246	無所属	当選 次点
		吉田達男	97,548	無所属	
		小野泰	97,331	無所属	
		小村勝洋	11,653	日本共産党	
1 8	平成 10 年 7 月 12 日 (満了 7 月 25 日)	坂野重信	128,085	自由民主党	当選 次点
		田村耕太郎	101,403	無所属	
		松永忠君	45,920	社会民主党	
		市谷知子	40,965	日本共産党	
		沖野寛	4,919	自由連合	
1 9	平成 13 年 7 月 29 日 (満了 7 月 22 日)	常田享詳	174,574	自由民主党	当選 次点
		佐藤誠	69,078	民主党	
		市谷知子	33,826	日本共産党	
		山本悟己	21,642	社会民主党	
		山口昌司	9,812	自由連合	
補欠	平成 14 年 10 月 27 日	田村耕太郎	90,274	無所属	当選 次点
		藤井省三	86,562	無所属	
		勝部日出男	73,383	諸派	
		市谷知子	22,187	日本共産党	
2 0	平成 16 年 7 月 11 日 (満了 7 月 25 日)	田村耕太郎	151,737	自由民主党	当選 次点
		土屋正秀	114,597	民主党	
		市谷知子	38,688	日本共産党	
2 1	平成 19 年 7 月 29 日 (満了 7 月 28 日)	川上義博	168,380	民主党	当選 次点
		常田享詳	135,233	自由民主党	
		市谷尚三	23,380	日本共産党	
2 2	平成 22 年 7 月 11 日 (満了 7 月 25 日)	濱田和幸	158,445	自由民主党	当選 次点
		小谷真理	132,720	民主党	
		岩永尚之	20,613	日本共産党	
2 3	平成 25 年 7 月 21 日 (満了 7 月 28 日)	舞立昇治	160,783	自由民主党	当選 次点
		川上義博	82,717	民主党	
		岩永尚之	19,600	日本共産党	
		吉岡ゆりこ	6,782	幸福実現党	
		井上洋	6,158	無所属	

24	平成28年 7月10日 (満了7月25日)	青木一彦 福島浩彦 國領豊太	387,787 214,917 15,791	自由民主党 無所属 幸福実現党	当選 次点
25	令和元年 7月21日 (満了7月28日)	舞立昇治 中林佳子 黒瀬信明	328,394 167,329 31,770	自由民主党 無所属 NHKから国民を守る党	当選 次点
26	令和4年 7月10日 (満了7月25日)	青木一彦 村上泰二郎 福住英行 前田敬孝 黒瀬信明	326,750 118,063 37,723 26,718 13,517	自由民主党 立憲民主党 日本共産党 参政党 NHK党	当選 次点